

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改

正

案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十一 省 略

三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下この号において「給与所得等」という。)を有するもののうち、合計所得金額が八十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。

イ ハ 省 略

三十三 同一生計配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの(第三十三号の四において「青色事業専従者等」という。)を除く。)のうち、合計所得金額が五十八万円以下である者をいう。

三十三の二 三十三の四 省 略

三十四 扶養親族 居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第六条の四(定義)に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十一条第一項第三号(市町村の採るべき措置)の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項に規定する青色事業専従者

(定義)

第二条 同 上

一 三十一 同 上

三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下この号において「給与所得等」という。)を有するもののうち、合計所得金額が七十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。

イ ハ 同 上

三十三 同一生計配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの(第三十三号の四において「青色事業専従者等」という。)を除く。)のうち、合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

三十三の二 三十三の四 同 上

三十四 扶養親族 居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第六条の四(定義)に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十一条第一項第三号(市町村の採るべき措置)の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項に規定する青色事業専従者

に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの（第三十四号の五において「青色事業専従者等」という。）を除く。）のうち、合計所得金額が五十八万円以下である者をいう。

三十四の二、三十四の四 省 略

三十四の五 源泉控除対象親族 控除対象扶養親族並びに居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち年齢十九歳以上二十三歳未満の者で合計所得金額が百万円以下であるもの（控除対象扶養親族に該当しないものに限る。）をいう。

三十五、四十八 省 略

2 省 略

（給与所得）

第二十八条 省 略

2 省 略

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項に規定する収入金額が百九十万円以下である場合 六十五万円

二 前項に規定する収入金額が百九十万円を超え三百六十万円以下である場合 六十五万円と当該収入金額から百九十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額

三、五 省 略

4 省 略

（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一、十四 省 略

に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

三十四の二、三十四の四 同 上

三十五、四十八 同 上

2 同 上

（給与所得）

第二十八条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合 当該収入金額の百分の四十に相当する金額から十万円を控除した残額（当該残額が五十五万円に満たない場合には、五十五万円）

二 前項に規定する収入金額が百八十万円を超え三百六十万円以下である場合 六十二万円と当該収入金額から百八十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額

三、五 同 上

4 同 上

（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四十五条 同 上

一、十四 同 上

十五| スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争
の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の規定による課徴金
及び延滞金

2
4 省 略

第六十五条 削除

2
4 同 上

（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）

第六十五条 居住者が、第六十七条の二第三項（リース取引に係る所得の

金額の計算）に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース
資産の引渡し（以下この条において「リース譲渡」という。）を行った
場合において、そのリース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき、そ
のリース譲渡の日の属する年以後の各年において政令で定める延払基
準の方法により経理したとき（当該リース譲渡につき次項の規定の適用を
受ける場合を除く。）は、その経理した収入金額及び費用の額は、当該
各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入す
る。ただし、当該リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき、同日の
属する年の翌年以後のいずれかの年において当該延払基準の方法により
経理しなかつた場合は、その経理しなかつた年の翌年分以後の年分の事
業所得の金額の計算については、この限りでない。

2| 居住者がリース譲渡を行った場合には、その対価の額を政令で定める
ところにより利息に相当する部分とそれ以外の部分とに区分した場合に
おける当該リース譲渡の日の属する年以後の各年の収入金額及び費用の
額として政令で定める金額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、
総収入金額及び必要経費に算入する。

3| 前項の規定は、リース譲渡の日の属する年分の確定申告書に同項に規
定する収入金額及び費用の額として政令で定める金額の総収入金額及び
必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4| 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない
確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又
はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めると
きは、第二項の規定を適用することができる。

5| 第一項の規定の適用を受けている居住者が死亡し、又は出国をする場
合におけるリース譲渡に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他
同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九款 信託に係る所得の金額の計算

第六十七条の三 居住者が法人課税信託（法人税法第二十九条の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）の第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。第四項第一号において「受益者等」という。）となつたことにより当該法人課税信託が同法第二十九条の二ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人（第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。第三項及び第四項第一号において同じ。）からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額（第三項において「帳簿価額相当額」という。）により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 省 略

3 第一項の場合において、同項の法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その受託法人の信託財産に属する特定株式については、前二項の規定にかかわらず、当該特定株式を第一項に規定する該当しないこととなつた時における価額（当該価額が帳簿価額相当額に満たない場合には、当該帳簿価額相当額）により取得したものとなして、同項の居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式の当該帳簿価額相当額は、当該居住者のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定法人課税信託 その受託法人の信託財産に属する特定株式に係る発行人等が委託者となる第一項に規定する法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員（法人税法第二十五条に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）又は従業員の勤続年数、業績その他の基準を勘案して、当該役員又は従業員（役員又は従業員であつ

第九款 信託に係る所得の金額の計算

第六十七条の三 居住者が法人課税信託（法人税法第二十九条の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）の第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人（第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。）からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 同 上

た者を含む。）がその受益者等となるべき者として指定されるものという。

二 特定株式 譲渡についての制限その他の条件が付されている株式として政令で定めるもの以外の株式をいう。

三 発行法人等 特定株式の発行法人、当該発行法人の役員等（役員若しくは従業員又は株主をいう。以下この号において同じ。）又は当該役員等と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。

5| 省 略

6| 信託に新たに受益者等が存するに至つた場合（前項及び第八項の規定の適用がある場合を除く。）において、当該信託の新たな受益者等となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せず受益者等となる者であり、かつ、当該信託の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該新たに受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等であつた者から当該新たな受益者等となる者に対して贈与（当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡）により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

7・8| 省 略

9| 第五項から前項までに規定する受益者等とは、第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）をいう。

10| 第一項の規定による引継ぎにより生じた損失の額がある場合の所得の金額の計算、第五項に規定する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における同項の規定の適用その他第一項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（配偶者控除）

第八十三条 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その居住者の第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項、次条第一項、第八十四条の二第一項（特定親族特別

3| 同 上

4| 信託に新たに受益者等が存するに至つた場合（前項及び第六項の規定の適用がある場合を除く。）において、当該信託の新たな受益者等となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せず受益者等となる者であり、かつ、当該信託の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該新たに受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等であつた者から当該新たな受益者等となる者に対して贈与（当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡）により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

5・6| 同 上

7| 第三項から前項までに規定する受益者等とは、第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）をいう。

8| 第一項の規定による引継ぎにより生じた損失の額がある場合の所得の金額の計算、第三項に規定する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における同項の規定の適用その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（配偶者控除）

第八十三条 同 上

一 その居住者の第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項、次条第一項及び第八十六条第一項（基礎控除）にお

控除）及び第八十六条第一項（基礎控除）において「合計所得金額」という。）が九百万円以下である場合 三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）

二・三 省略

2 省略

（特定親族特別控除）

第八十四条の二 居住者が生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族（その居住者の配偶者を除く。）及び児童福祉法第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の四（定義）に規定する里親に委託された児童（第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下この項及び次項において「特定親族」という。）を有する場合）には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特定親族一人につきその特定親族の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 合計所得金額が八十五万円以下である特定親族 六十三万円

二 合計所得金額が八十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円からその特定親族の合計所得金額のうち八十四万一千円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

三 合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円

四 合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円

2 前項の規定は、次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 特定親族が前項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合

二 特定親族が、給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与につい

いて「合計所得金額」という。）が九百万円以下である場合 三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）

二・三 同上

2 同上

ての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族（特定親族に限る。）がある居住者として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該居住者としてこれらの規定の適用を受けている特定親族が、その年分の所得税につき、第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。）

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合

3| 第一項の規定による控除は、特定親族特別控除という。

（扶養親族等の判定の時期等）

第八十五条 省 略

2 省 略

3 第七十九条から前条までの場合において、その者が居住者の老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者又は特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族若しくは前条第一項に規定する特定親族（第五項から第七項までにおいて「特定親族」という。）に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

4 省 略

5| 一の居住者の配偶者がその居住者の第八十三条の二第一項に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の居住者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

6| 二以上の居住者の扶養親族又は特定親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族又は特定親族にのみ該当するものとみなす。

7| 年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計

（扶養親族等の判定の時期等）

第八十五条 同 上

2 同 上

3 第七十九条から前条までの場合において、その者が居住者の老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者又は特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

4 同 上

5| 二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

6| 年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計

配偶者及び第八十三条の二第一項に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族及び特定親族の範囲の特例については、政令で定める。

（基礎控除）

第八十六条 合計所得金額が二千五百万円以下である居住者については、

その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円以下である場合 五十八万円

二 その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円を超え二千四百万円以下である場合 四十八万円

三・四 省 略

2 省 略

（所得控除の順序）

第八十七条 雑損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除又は基礎控除を行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 省 略

（確定所得申告）

第二百二十条 省 略

2 省 略

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一・二 省 略

三 第一項の規定による申告書に、第八十五条第三項の規定による判定をする時の現況において非居住者である親族に係る扶養控除又は特定親族特別控除に関する事項の記載をする居住者 これらの控除に係る非居住者である親族が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類及

配偶者及び第八十三条の二第一項に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

（基礎控除）

第八十六条 同 上

一 その居住者の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十八万円

二・三 同 上

2 同 上

（所得控除の順序）

第八十七条 雑損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除を行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 同 上

（確定所得申告）

第二百二十条 同 上

2 同 上

3 同 上

一・二 同 上

三 第一項の規定による申告書に、第八十五条第三項の規定による判定をする時の現況において非居住者である親族に係る扶養控除に関する事項の記載をする居住者 扶養控除に係る非居住者である親族が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類及び当該非居住者である親族

び当該非居住者である親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類並びに当該非居住者である親族が年齢三十歳以上七十歳未満の者である場合（当該非居住者である親族が障害者である場合を除く。）には第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当する旨を証する書類又は同号ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類

四 省 略

4 第一項の規定による申告書に医療費控除に関する事項の記載をする居住者が当該申告書を提出する場合には、次に掲げる書類を当該申告書に添付しなければならない。

一 省 略

二 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項（定義）に規定する保険者若しくは同法第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構若しくは国民健康保険法第四十五条第五項（保険医療機関等の診療報酬）に規定する国民健康保険団体連合会の当該居住者が支払った医療費の額を通知する書類として財務省令で定める書類で、控除適用医療費の額等の記載があるもの

省 略

5

6 第一項の規定による申告書に小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除に関する事項の記載をする居住者が当該申告書を提出する場合には、第三項の規定による同項第一号に定める書類（これらの控除に係る部分に限る。）の添付又は提示に代えて、当該書類に記載されている事項として財務省令で定める事項の記載がある明細書を当該申告書に添付することができる。

7

税務署長は、前項の規定により同項に規定する明細書が添付された申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者（以下この項において「小規模企業共済等掛金控除等適用者」という。）に対し、当該申告書に係る確定申告期限の翌日から起算して五年を経過する日（同日前六月以内に国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求があつた場合には、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日）までの間、前項に規定する書類の提示又は提出を求めることができる。この場合において、この項前段の規定によ

が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類並びに当該非居住者である親族が年齢三十歳以上七十歳未満の者である場合（当該非居住者である親族が障害者である場合を除く。）には第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当する旨を証する書類又は同号ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類

四 同 上

4 同 上

一 同 上

二 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項（定義）に規定する保険者若しくは同法第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合又は社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険法第四十五条第五項（保険医療機関等の診療報酬）に規定する国民健康保険団体連合会の当該居住者が支払った医療費の額を通知する書類として財務省令で定める書類で、控除適用医療費の額等の記載があるもの

同 上

5

る求めがあつたときは、当該小規模企業共済等掛金控除等適用者は、当該書類を提示し、又は提出しなければならない。

8・9 省 略

(確定所得申告を要しない場合)

第二百十一条 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）の金額が二十万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

一 省 略

二 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第百八十三条又は第百九十条の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、イ又はロに該当するとき。

イ 省 略

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額、扶養控除の額及び特定親族特別控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2・3 省 略

(還付等を受けるための申告)

第二百二十二条 省 略

2 省 略

3 第二百二十条第一項後段の規定は前二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第九項までの規定は前二項の規定による申告

6・7 同 上

(確定所得申告を要しない場合)

第二百十一条 同 上

一 同 上
二 同 上

イ 同 上

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2・3 同 上

(還付等を受けるための申告)

第二百二十二条 同 上

2 同 上

3 第二百二十条第一項後段の規定は前二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第七項までの規定は前二項の規定による申告

書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

（確定損失申告）

第二百三十三条 省 略

2 省 略

3 第二百二十条第三項から第九項までの規定は、第一項の規定による申告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

（年の途中で死亡した場合の確定申告）

第二百二十五条 省 略

2・3 省 略

4 第二百二十条第一項後段の規定は第一項又は第二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第九項までの規定は前三項の規定による申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

5 省 略

（年の途中で出国をする場合の確定申告）

第二百二十七条 省 略

書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

（確定損失申告）

第二百三十三条 同 上

2 同 上

3 第二百二十条第三項から第七項までの規定は、第一項の規定による申告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

（年の途中で死亡した場合の確定申告）

第二百二十五条 同 上

2・3 同 上

4 第二百二十条第一項後段の規定は第一項又は第二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第七項までの規定は前三項の規定による申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

5 同 上

（年の途中で出国をする場合の確定申告）

第二百二十七条 同 上

2・3 省略

4 第二百二十条第一項後段の規定は第一項又は第二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第九項までの規定は前三項の規定による申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

（申告、納付及び還付）

第百六十六条 前編第五章及び第六章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と、第百二十条第一項（確定所得申告）中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同項第三号中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（第九十三条（分配時調整外国税相当額控除）及び第九十五条（外国税額控除）を除く。）」（税額の計算）並びに第百六十五条の五の三（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）及び第百六十五条の六」と、同条第八項中「山林所得を生ずべき業務」とあるのは「山林所得を生ずべき業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。以下この項において「特定業務」という。）」と、「雑所得を生ずべき業務」とあるのは「雑所得を生ずべき特定業務」と、「業務に」とあるのは「特定業務に」と、「ならない」とあるのは「ならないものとし、国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者が同項の規定による申告書を提出する場合には、収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるものを当該申告書に添付しなければならないものとする」と、第百二十二条第一項第一号（還付等を受けるための申告）中「

2・3 同上

4 第二百二十条第一項後段の規定は第一項又は第二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第七項までの規定は前三項の規定による申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

（申告、納付及び還付）

第百六十六条 前編第五章及び第六章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と、第百二十条第一項（確定所得申告）中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同項第三号中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（第九十三条（分配時調整外国税相当額控除）及び第九十五条（外国税額控除）を除く。）」（税額の計算）並びに第百六十五条の五の三（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）及び第百六十五条の六」と、同条第六項中「山林所得を生ずべき業務」とあるのは「山林所得を生ずべき業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。以下この項において「特定業務」という。）」と、「雑所得を生ずべき業務」とあるのは「雑所得を生ずべき特定業務」と、「業務に」とあるのは「特定業務に」と、「ならない」とあるのは「ならないものとし、国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者が同項の規定による申告書を提出する場合には、収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるものを当該申告書に添付しなければならないものとする」と、第百二十二条第一項第一号（還付等を受けるための申告）中「

外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同条第二項中「第九十五条第二項又は第三項（外国税額控除）」とあるのは「第百六十五条の六第二項又は第三項」と、第百二十三条第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控除）」とあるのは「第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、第百四十三条（青色申告）中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と、第百四十四条（青色申告の承認の申請）中「業務を開始した場合」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）を開始した場合」と、第百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）」と、第百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第百八十五条 次条に規定する賞与以外の給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）並びに当該申告書に記載された源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には第百九十四条第一項第六号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族とし、当該申告書に記載された源泉控除対

外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同条第二項中「第九十五条第二項又は第三項（外国税額控除）」とあるのは「第百六十五条の六第二項又は第三項」と、第百二十三条第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控除）」とあるのは「第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、第百四十三条（青色申告）中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と、第百四十四条（青色申告の承認の申請）中「業務を開始した場合」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）を開始した場合」と、第百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）」と、第百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第百八十五条 同上

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）並びに当該申告書に記載された源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には第百九十四条第一項第六号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された源泉控除対

象配偶者又は源泉控除対象親族が同条第五項に規定する国外居住親族（第百八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）及び第百九十条第二号ハ（年末調整）において「国外居住親族」という。）である場合には第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族に限る。次条において「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族」という。）の有無及びその数に應ずる次に定める税額

イゝへ 省略

二 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第百九十五条第一項第三号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族（当該源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族が同条第五項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族に限る。）の数に應ずる次に定める税額

イゝへ 省略

三 省略

2 省略

（賞与に係る徴収税額）

第百八十六条 賞与（賞与の性質を有する給与を含む。以下この条において同じ。）について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次項の規定の適用がある場合を除き、次の各号に掲げる賞与の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う賞与 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額

イ その賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払つた又は支払うべきその他の給与等（以下この条において「通常の

象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第五項に規定する国外居住親族（第百八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）及び第百九十条第二号ハ（年末調整）において「国外居住親族」という。）である場合には第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条において「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に應ずる次に定める税額

イゝへ 同上

二 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第百九十五条第一項第三号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（当該源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第五項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に應ずる次に定める税額

イゝへ 同上

三 同上

2 同上

（賞与に係る徴収税額）

第百八十六条 同上

一 同上

イ その賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払つた又は支払うべきその他の給与等（以下この条において「通常の

給与等」という。）がある場合（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合にあつては、前月中に通常の給与等の支払がされない場合を含む。次号イ及び次項において同じ。） 前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等の金額（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合には、その賞与の支払の直前に支払つた又は支払うべきその通常の給与等の前条第一項第一号に規定する月割額。次号イ及び次項において同じ。）、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に応じ別表第四の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

ロ イに掲げる場合以外の場合 その賞与の金額の六分の一（当該金額の計算の基礎となつた期間が六月を超える場合には、十二分の一。次号ロ及び次項において同じ。）に相当する金額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額に六（当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六月を超える場合には、十二。次号ロ及び次項において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する税額

二 省 略

2

賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等がある場合において、その賞与の金額が前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等の金額の十倍に相当する金額を超えるときは、当該賞与について第百八十三条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる賞与の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う賞与 その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額並びに当該申告書に記

給与等」という。）がある場合（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合にあつては、前月中に通常の給与等の支払がされない場合を含む。次号イ及び次項において同じ。） 前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等の金額（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合には、その賞与の支払の直前に支払つた又は支払うべきその通常の給与等の前条第一項第一号に規定する月割額。次号イ及び次項において同じ。）、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応じ別表第四の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

ロ イに掲げる場合以外の場合 その賞与の金額の六分の一（当該金額の計算の基礎となつた期間が六月を超える場合には、十二分の一。次号ロ及び次項において同じ。）に相当する金額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額に六（当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六月を超える場合には、十二。次号ロ及び次項において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する税額

二 同 上

2

同 上

一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う賞与 その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に應ずる別表第二の甲欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額並びに当該申告書に記

載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に応ずる別表第二の甲欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

二 省 略

3 省 略

(源泉控除対象親族に係る控除の適用)

第百八十六条の三 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者（以下この条において「対象居住者」という。）のこれらの申告書に源泉控除対象親族（第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族に限る。以下この条において同じ。）である旨の記載がされた者（以下この条において「対象者」という。）が、他の者を、当該対象者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとして、第百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

(障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額)

第百八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたもの）である場合には、これらの一に該当するごとに源泉控除対象親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族

載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応ずる別表第二の甲欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

二 同 上

3 同 上

(障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額)

第百八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたもの）である場合には、これらの一に該当するごとに控除対象扶養親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族

である場合には、同条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるものである場合には、これらの一に該当することに源泉控除対象親族が他に一人あると記載されているものとして、第百八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに第百八十六条第一項第一号及び第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定を適用する。

（年末調整）

第百九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二十万円以下であるものに対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、同号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。

一 省 略

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ・ロ 省 略

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者（当該同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項及び第七項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提

である場合には、同条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるものである場合には、これらの一に該当することに控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているものとして、第百八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに第百八十六条第一項第一号及び第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定を適用する。

（年末調整）

第百九十条 同 上

一 同 上
二 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者（当該同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項及び第七項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提

示がされた同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に限る。）の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された源泉控除対象親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には同条第一項第六号に規定する源泉控除対象親族とし、当該申告書に記載された源泉控除対象親族が国外居住親族である場合には同条第五項及び第七項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象親族に限る。）の有無、その源泉控除対象親族の数その他の事項に応じ、第七十九条から第八十二条まで（障害者控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

二 省 略

ホ 給与所得者の特定親族特別控除申告書に記載された特定親族（第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族をいう。ホにおいて同じ。）（当該特定親族が第九十四条第五項又は第九十五条の三第二項（給与所得者の特定親族特別控除申告書）の記載がされた者である場合には、これらの規定に規定する書類の提出又は提示がされた特定親族に限る。）の有無、その特定親族がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか、その特定親族の合計所得金額又はその見積額及びその特定親族の数に応じ、第八十四条の二の規定に準じて計算した特定親族特別控除の額に相当する金額

ヘ 省 略

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第九十四条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）

示がされた同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に限る。）の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された控除対象扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には同条第一項第六号に規定する控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には同条第五項及び第七項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象扶養親族に限る。）の有無、その控除対象扶養親族の数その他の事項に応じ、第七十九条から第八十二条まで（障害者控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

二 同 上

ホ 同 上

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第九十四条 同 上

から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。以下この節において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一四 省 略

五 源泉控除対象親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに源泉控除対象親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

七 第三号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は第四号の源泉控除対象配偶者（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する源泉控除対象配偶者に限る。）が非居住者である親族である場合にはその旨並びに第五号の源泉控除対象親族（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する源泉控除対象親族に限る。）が非居住者である場合にはその旨及び源泉控除対象親族に該当する事実

八 省 略

24 省 略

5 第一項又は第三項の規定による申告書に第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。以下第七項までにおいて「国外居住親族」という。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類（当該国外居住親族が同号に規定する源泉控除対象親族であり、かつ、同号に掲げる源泉控除対象親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に

一四 同 上

五 控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

七 第三号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は第四号の源泉控除対象配偶者（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する源泉控除対象配偶者に限る。）が非居住者である親族である場合にはその旨並びに第五号の控除対象扶養親族（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する控除対象扶養親族に限る。）が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

八 同 上

24 同 上

5 第一項又は第三項の規定による申告書に第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。以下第七項までにおいて「国外居住親族」という。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類（当該国外居住親族が同号に規定する控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に

該当する旨を証する書類）を提出し、又は提示しなければならない。
6 8 省 略

（従たる給与についての扶養控除等申告書）

第百九十五条 国内において二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける居住者は、主たる給与等の支払者から支払を受けるその年中の給与等の金額の見積額につき第二十八条第二項（給与所得）及び第八十八条（給与等から控除される社会保険料等がある場合の徴収税額の計算）の規定に準じて計算した金額として政令で定めるところにより計算した金額が障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額、源泉控除対象親族について控除を受ける扶養控除の額又は特定親族特別控除の額及び基礎控除の額の合計額に満たないと見込まれる場合には、その年において、次に掲げる事項を記載した申告書を、主たる給与等の支払者以外の給与等の支払者（以下この項において「従たる給与等の支払者」という。）を経由して、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出することができる。

一 省 略

二 源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）

三 源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族のうち、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

四 前号に規定する源泉控除対象配偶者が非居住者である場合にはその旨並びに同号に規定する源泉控除対象親族が非居住者である親族である場合にはその旨及び源泉控除対象親族に該当する事実

五 省 略

2・3 省 略

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定による申告書を提出した居住者が、その年において提出した給与所得者の扶養控除等申告書に記載し

該当する旨を証する書類）を提出し、又は提示しなければならない。
6 8 同 上

（従たる給与についての扶養控除等申告書）

第百九十五条 国内において二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける居住者は、主たる給与等の支払者から支払を受けるその年中の給与等の金額の見積額につき第二十八条第二項（給与所得）及び第八十八条（給与等から控除される社会保険料等がある場合の徴収税額の計算）の規定に準じて計算した金額として政令で定めるところにより計算した金額が障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額に満たないと見込まれる場合には、その年において、次に掲げる事項を記載した申告書を、主たる給与等の支払者以外の給与等の支払者（以下この項において「従たる給与等の支払者」という。）を経由して、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出することができる。

一 同 上

二 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）

三 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

四 前号に規定する源泉控除対象配偶者が非居住者である場合にはその旨並びに同号に規定する控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

五 同 上

2・3 同 上

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定による申告書を提出した居住者が、その年において提出した給与所得者の扶養控除等申告書に記載し

た前条第一項第六号に規定する源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族を第一項第三号に規定する源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族として同項の規定による申告書に追加して記載する必要がある場合の申告その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 5 第一項又は第三項の規定による申告書に第一項第四号に掲げる事項の記載をした居住者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類（当該記載がされた者が同号の源泉控除対象親族であり、かつ、同号に掲げる源泉控除対象親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）を提出し、又は提示しなくてはならない。

6 省 略

（給与所得者の配偶者控除等申告書）

第百九十五条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号二に掲げる配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 その居住者のその年の第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号、次条第一項第二号及び第百九十五条の四第一項第二号（給与所得者の基礎控除申告書）において「合計所得金額」という。）の見積額

三 控除対象配偶者又は第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しな

た前条第一項第六号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族を第一項第三号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として同項の規定による申告書に追加して記載する必要がある場合の申告その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 5 第一項又は第三項の規定による申告書に第一項第四号に掲げる事項の記載をした居住者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類（当該記載がされた者が同号の控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）を提出し、又は提示しなくてはならない。

6 同 上

（給与所得者の配偶者控除等申告書）

第百九十五条の二 同 上

一 同 上

二 その居住者のその年の第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号及び次条第一項第二号において「合計所得金額」という。）の見積額

三 控除対象配偶者又は第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の氏名、個人番号及びその者のその年の

い者にあつては、氏名）並びにその者のその年の合計所得金額又はその見積額並びにその者が老人控除対象配偶者又は非居住者である場合にはその旨

四 省 略

2・3 省 略

（給与所得者の特定親族特別控除申告書）

第百九十五条の三 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ホに掲げる特定親族特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（次項において「特定親族」という。）の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその者のその年の合計所得金額又はその見積額並びにその者が非居住者である親族である場合にはその旨

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書に特定親族が非居住者である親族である旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類及び当該記載がされた者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の特定親族特別控除申告書という。

（給与所得者の基礎控除申告書）

第百九十五条の四 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九

合計所得金額又はその見積額並びにその者が老人控除対象配偶者又は非居住者である場合にはその旨

四 同 上

2・3 同 上

（給与所得者の基礎控除申告書）

第百九十五条の三 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九

十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号へに掲げる基礎控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 省 略
一 三 省 略

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第百九十八条 省 略

2・3 省 略

4 給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書又は給与所得者の特定親族特別控除申告書（以下この項において「扶養控除等申告書」という。）の提出を受ける給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該扶養控除等申告書に記載されるべき源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、第八十三条の二第二項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者、源泉控除対象親族、第八十四条の二第二項（特定親族特別控除）に規定する特定親族その他財務省令で定める者（以下この項において「源泉控除対象配偶者等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該扶養控除等申告書の提出の前に、当該源泉控除対象配偶者等に係る給与等の支払を受ける居住者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その給与等の支払を受ける者は、第百九十四条第一項、第百九十五条第一項、第百九十五条の二第二項及び第百九十五条の三第一項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該扶養控除等申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている源泉控除対象配偶者等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ホに掲げる基礎控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 同 上
一 三 同 上

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第百九十八条 同 上

2・3 同 上

4 給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書又は給与所得者の配偶者控除等申告書（以下この項において「扶養控除等申告書」という。）の提出を受ける給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該扶養控除等申告書に記載されるべき源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、第八十三条の二第二項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者、控除対象扶養親族その他財務省令で定める者（以下この項において「源泉控除対象配偶者等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該扶養控除等申告書の提出の前に、当該源泉控除対象配偶者等に係る給与等の支払を受ける居住者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その給与等の支払を受ける者は、第百九十四条第一項、第百九十五条第一項及び第百九十五条の二第二項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該扶養控除等申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている源泉控除対象配偶者等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一〇三 省 略
5 省 略

(徴収税額)

第二百三条の三

前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の五（第三号又は第六号に掲げる公的年金等の当該残額が十六万二千五百円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額及び第七号に掲げる公的年金等の当該残額については、百分の十）の税率を乗じて計算した金額とする。

一 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う公的年金等（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 次に掲げる金額の合計額に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

イ 当該公的年金等の月割額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額に七万五千円を加算した金額と十万円とのいずれが多い金額

ロ ホ 省 略

へ 当該申告書に源泉控除対象親族（第二百三条の六第一項第四号に規定する源泉控除対象親族に限り、当該源泉控除対象親族が国外居住親族である場合には同条第三項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象親族に限る。）がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円（当該源泉控除対象親族のうちに特定扶養親族、老人扶養親族又は第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（へにおいて「特定親族」という。）がある旨の記載がある場合には、その特定扶養親族及び特定親族については五万二千五百円とし、老人扶養親族については四万円とする。）にその源泉控除対象親族の数を乗じて計算した金額

ト 省 略

二・三 省 略

四 前三号及び次号から第七号までに掲げる公的年金等以外の公的年金等 その公的年金等の月割額として政令で定める金額の百分の二十五

一〇三 同 上
5 同 上

(徴収税額)

第二百三条の三

同 上

一 同 上

イ 当該公的年金等の月割額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額に六万五千円を加算した金額と九万円とのいずれが多い金額

ロ ホ 同 上

へ 当該申告書に控除対象扶養親族（当該控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には、第二百三条の六第三項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象扶養親族に限る。）がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円（当該控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある旨の記載がある場合には、その特定扶養親族については五万二千五百円とし、老人扶養親族については四万円とする。）にその控除対象扶養親族の数を乗じて計算した金額

ト 同 上

二・三 同 上

四 前三号及び次号から第七号までに掲げる公的年金等以外の公的年金等 その公的年金等の月割額として政令で定める金額の百分の二十五

に相当する金額に七万五千円を加算した金額と十万円とのいずれか多い金額に、当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額
五〇七 省 略

(源泉控除対象親族に係る控除の適用)

第二百三条の四の二 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者(以下この条において「対象居住者」という。)の当該申告書に源泉控除対象親族(第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)に規定する特定親族に限る。以下この条において同じ。)である旨の記載がされた者(以下この条において「対象者」という。)が、他の者を、当該対象者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として第八十五条第一項第一号若しくは第二号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)又は第八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号(賞与に係る徴収税額)の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとして、第二百三条の三第一号から第三号まで(徴収税額)の規定を適用する。

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)

第二百三条の六 国内において公的年金等(確定給付企業年金等を除く。)の支払を受ける居住者が、第二百三条の三(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(徴収税額)の規定による所得税の額の計算において同条第一号ロからトまでに掲げる金額のいずれかの金額の控除を受けようとする場合には、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出しなければならない。

一〇三 省 略

四 源泉控除対象親族(当該支払を受ける日の属する年の第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額の見積額が八十五万円を超

に相当する金額に六万五千円を加算した金額と九万円とのいずれか多い金額に、当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額
五〇七 同 上

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)

第二百三条の六 同 上

一〇三 同 上

四 控除対象扶養親族の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老

える者を除く。以下この項、第三項及び第七項において同じ。）の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに源泉除対象親族のうちに特定扶養親族、老人扶養親族又は第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

五 省 略

六 第三号の源泉除対象配偶者又は前号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者が非居住者である親族である場合にはその旨並びに第四号の源泉除対象親族が非居住者である親族である場合にはその旨及び源泉除対象親族に該当する事実

七 省 略

2 省 略

3 第一項の規定による申告書に同項第六号に掲げる事項の記載をした居住者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。以下この項において同じ。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類（当該記載がされた者が同号の源泉除対象親族であり、かつ、同号に掲げる源泉除対象親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）を提出し、又は提示しななければならない。

4 省 略

7 第一項の規定による申告書の提出を受ける公的年金等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき源泉除対象配偶者、同一生計配偶者、源泉除対象親族その他財務省令で定める者（以下この項において「源泉除対象配偶者等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前に、当該源泉除対象配偶者等に係る第一項の居住者から第九十八条第四項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、第一項の規定にかかわらず、当該公的年金等の支払者に提出する同項の規定による申告書には、当該帳簿に記載さ

人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

五 同 上

六 第三号の源泉除対象配偶者又は前号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者が非居住者である親族である場合にはその旨並びに第四号の控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

七 同 上

2 同 上

3 第一項の規定による申告書に同項第六号に掲げる事項の記載をした居住者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。以下この項において同じ。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類（当該記載がされた者が同号の控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）を提出し、又は提示しななければならない。

4 同 上

7 第一項の規定による申告書の提出を受ける公的年金等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき源泉除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族その他財務省令で定める者（以下この項において「源泉除対象配偶者等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前に、当該源泉除対象配偶者等に係る第一項の居住者から第九十八条第四項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、第一項の規定にかかわらず、当該公的年金等の支払者に提出する同項の規定による申告書には、当該帳簿に記載さ

れている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている源泉控除対象配偶者等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

8 省 略

(源泉徴収義務)

第二百四条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一・二 省 略

三 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する基盤機構から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 八 省 略

2・3 省 略

(株式等の譲渡の対価の受領者等の告知)

第二百二十四条の三 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定は、国内において次に掲げる金銭その他の資産（以下この条において「償還金等」という。）の交付を受ける者及び当該償還金等の交付をする者について準用する。この場合において、同項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第四項に規定する償還金等の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価（その株式等が特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権をいう。第四号及び次条において同じ。）に該当する場合にあつては金銭に限るものとし、その額の全部又は一部が第四十一条の二（発行人から

れている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている源泉控除対象配偶者等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

8 同 上

(源泉徴収義務)

第二百四条 同 上

一・二 同 上

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 八 同 上

2・3 同 上

(株式等の譲渡の対価の受領者等の告知)

第二百二十四条の三 同 上

2・3 同 上

4 同 上

与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）の規定により同条に規定する給与等の収入金額又は退職手当等の収入金額とみなされるものを除く。第二百二十五条第一項第十号（支払調書及び支払通知書）及び第二百二十八条第二項（名義人受領の配当所得等の調書）において同じ。）の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該償還金等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

一 省 略

二 特定受益証券発行信託の元本の払戻し（当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。）により交付を受ける金銭

三・四 省 略

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）

名 称	根 拠 法
委託者保護基金	省 略
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	省 略
省 略	省 略

一 同 上

二・三 同 上

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）

名 称	根 拠 法
同 上	同 上

同 上	同 上
同 上	同 上

省 略	社会保険労務士会		社会福祉法人
省 略	省 略		省 略

同 上	同 上	基金 社会保険診療報酬支払	同 上
同 上	同 上	社会保険診療報酬支払基金法	同 上

別表第二から別表第五まで 次のとおり

別表第二から別表第五まで 省略

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

（一）

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円 105,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額の3％に 相当する金額
105,000	107,000	170	0	0	0	0	0	0	0	3,700
107,000	109,000	270	0	0	0	0	0	0	0	3,700
109,000	111,000	370	0	0	0	0	0	0	0	3,800
111,000	113,000	470	0	0	0	0	0	0	0	3,900
113,000	115,000	570	0	0	0	0	0	0	0	4,000
115,000	117,000	670	0	0	0	0	0	0	0	4,000
117,000	119,000	770	0	0	0	0	0	0	0	4,100
119,000	121,000	870	0	0	0	0	0	0	0	4,200
121,000	123,000	970	0	0	0	0	0	0	0	4,200
123,000	125,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	4,300
125,000	127,000	1,170	0	0	0	0	0	0	0	4,600
127,000	129,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	4,900
129,000	131,000	1,370	0	0	0	0	0	0	0	5,200
131,000	133,000	1,470	0	0	0	0	0	0	0	5,400
133,000	135,000	1,570	0	0	0	0	0	0	0	5,700
135,000	137,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	6,000
137,000	139,000	1,770	190	0	0	0	0	0	0	6,300
139,000	141,000	1,870	290	0	0	0	0	0	0	6,600
141,000	143,000	1,970	390	0	0	0	0	0	0	6,900
143,000	145,000	2,070	490	0	0	0	0	0	0	7,200
145,000	147,000	2,170	590	0	0	0	0	0	0	7,500
147,000	149,000	2,270	690	0	0	0	0	0	0	7,800
149,000	151,000	2,370	790	0	0	0	0	0	0	8,100
151,000	153,000	2,470	890	0	0	0	0	0	0	8,400
153,000	155,000	2,570	990	0	0	0	0	0	0	8,700
155,000	157,000	2,670	1,090	0	0	0	0	0	0	9,000
157,000	159,000	2,770	1,190	0	0	0	0	0	0	9,300
159,000	161,000	2,850	1,270	0	0	0	0	0	0	9,600
161,000	163,000	2,920	1,340	0	0	0	0	0	0	9,900
163,000	165,000	2,990	1,410	0	0	0	0	0	0	10,200
165,000	167,000	3,060	1,480	0	0	0	0	0	0	10,500
167,000	169,000	3,130	1,550	0	0	0	0	0	0	10,800
169,000	171,000	3,200	1,620	0	0	0	0	0	0	11,100
171,000	173,000	3,270	1,690	100	0	0	0	0	0	11,300
173,000	175,000	3,340	1,760	170	0	0	0	0	0	11,600
175,000	177,000	3,410	1,830	240	0	0	0	0	0	11,900
177,000	179,000	3,480	1,900	310	0	0	0	0	0	12,200
179,000	181,000	3,550	1,970	380	0	0	0	0	0	12,500
181,000	183,000	3,620	2,040	450	0	0	0	0	0	13,000
183,000	185,000	3,690	2,110	520	0	0	0	0	0	13,700
185,000	187,000	3,760	2,180	590	0	0	0	0	0	14,400
187,000	189,000	3,830	2,250	660	0	0	0	0	0	15,100
189,000	191,000	3,900	2,320	730	0	0	0	0	0	15,800
191,000	193,000	3,970	2,390	800	0	0	0	0	0	16,500
193,000	195,000	4,040	2,460	870	0	0	0	0	0	17,200

(二)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
195,000	197,000	4,110	2,530	940	0	0	0	0	0	17,900	
197,000	199,000	4,180	2,600	1,010	0	0	0	0	0	18,600	
199,000	201,000	4,250	2,670	1,080	0	0	0	0	0	19,300	
201,000	203,000	4,320	2,740	1,150	0	0	0	0	0	20,000	
203,000	205,000	4,390	2,810	1,220	0	0	0	0	0	20,600	
205,000	207,000	4,460	2,880	1,290	0	0	0	0	0	21,300	
207,000	209,000	4,530	2,950	1,360	0	0	0	0	0	22,000	
209,000	211,000	4,600	3,020	1,430	0	0	0	0	0	22,500	
211,000	213,000	4,670	3,090	1,500	0	0	0	0	0	23,100	
213,000	215,000	4,740	3,160	1,570	0	0	0	0	0	23,600	
215,000	217,000	4,810	3,230	1,640	0	0	0	0	0	24,200	
217,000	219,000	4,880	3,300	1,710	130	0	0	0	0	24,800	
219,000	221,000	4,950	3,370	1,780	200	0	0	0	0	25,300	
221,000	224,000	5,040	3,450	1,870	290	0	0	0	0	25,900	
224,000	227,000	5,140	3,560	1,980	390	0	0	0	0	26,900	
227,000	230,000	5,250	3,660	2,080	500	0	0	0	0	27,900	
230,000	233,000	5,350	3,770	2,190	600	0	0	0	0	28,900	
233,000	236,000	5,460	3,870	2,290	710	0	0	0	0	29,900	
236,000	239,000	5,560	3,980	2,400	810	0	0	0	0	30,900	
239,000	242,000	5,670	4,080	2,500	920	0	0	0	0	31,900	
242,000	245,000	5,770	4,190	2,610	1,020	0	0	0	0	32,900	
245,000	248,000	5,880	4,290	2,710	1,130	0	0	0	0	33,900	
248,000	251,000	5,980	4,400	2,820	1,230	0	0	0	0	34,800	
251,000	254,000	6,090	4,500	2,920	1,340	0	0	0	0	35,800	
254,000	257,000	6,190	4,610	3,030	1,440	0	0	0	0	36,800	
257,000	260,000	6,300	4,710	3,130	1,550	0	0	0	0	37,800	
260,000	263,000	6,400	4,820	3,240	1,650	0	0	0	0	38,800	
263,000	266,000	6,510	4,920	3,340	1,760	170	0	0	0	39,800	
266,000	269,000	6,610	5,030	3,450	1,860	280	0	0	0	40,800	
269,000	272,000	6,720	5,130	3,550	1,970	380	0	0	0	41,800	
272,000	275,000	6,820	5,240	3,660	2,070	490	0	0	0	42,800	
275,000	278,000	6,930	5,340	3,760	2,180	590	0	0	0	43,800	
278,000	281,000	7,030	5,450	3,870	2,280	700	0	0	0	44,700	
281,000	284,000	7,140	5,550	3,970	2,390	800	0	0	0	45,700	
284,000	287,000	7,240	5,660	4,080	2,490	910	0	0	0	46,800	
287,000	290,000	7,350	5,760	4,180	2,600	1,010	0	0	0	47,900	
290,000	293,000	7,450	5,870	4,290	2,700	1,120	0	0	0	49,000	
293,000	296,000	7,560	5,970	4,390	2,810	1,220	0	0	0	50,200	
296,000	299,000	7,660	6,080	4,500	2,910	1,330	0	0	0	51,300	
299,000	302,000	7,770	6,190	4,600	3,020	1,440	0	0	0	52,500	
302,000	305,000	7,890	6,310	4,720	3,140	1,560	0	0	0	53,400	
305,000	308,000	8,010	6,430	4,840	3,260	1,680	0	0	0	54,100	
308,000	311,000	8,130	6,550	4,960	3,380	1,800	210	0	0	54,900	
311,000	314,000	8,370	6,670	5,080	3,500	1,920	330	0	0	55,700	
314,000	317,000	8,610	6,790	5,200	3,620	2,040	450	0	0	56,500	
317,000	320,000	8,850	6,910	5,320	3,740	2,160	570	0	0	57,300	
320,000	323,000	9,090	7,030	5,440	3,860	2,280	690	0	0	58,300	
323,000	326,000	9,330	7,150	5,560	3,980	2,400	810	0	0	59,300	
326,000	329,000	9,570	7,270	5,680	4,100	2,520	930	0	0	60,300	
329,000	332,000	9,810	7,390	5,800	4,220	2,640	1,050	0	0	61,300	

(三)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
332,000	335,000	10,050	7,510	5,920	4,340	2,760	1,170	0	0	62,400
335,000	338,000	10,290	7,630	6,040	4,460	2,880	1,290	0	0	63,400
338,000	341,000	10,530	7,750	6,160	4,580	3,000	1,410	0	0	64,400
341,000	344,000	10,770	7,870	6,280	4,700	3,120	1,530	0	0	65,400
344,000	347,000	11,010	7,990	6,400	4,820	3,240	1,650	0	0	66,400
347,000	350,000	11,250	8,110	6,520	4,940	3,360	1,770	190	0	67,400
350,000	353,000	11,490	8,330	6,640	5,060	3,480	1,890	310	0	68,400
353,000	356,000	11,730	8,570	6,760	5,180	3,600	2,010	430	0	69,400
356,000	359,000	11,970	8,810	6,880	5,300	3,720	2,130	550	0	70,400
359,000	362,000	12,210	9,050	7,000	5,420	3,840	2,250	670	0	71,400
362,000	365,000	12,450	9,290	7,120	5,540	3,960	2,370	790	0	72,400
365,000	368,000	12,690	9,530	7,240	5,660	4,080	2,490	910	0	73,400
368,000	371,000	12,930	9,770	7,360	5,780	4,200	2,610	1,030	0	74,400
371,000	374,000	13,170	10,010	7,480	5,900	4,320	2,730	1,150	0	75,300
374,000	377,000	13,410	10,250	7,600	6,020	4,440	2,850	1,270	0	76,200
377,000	380,000	13,650	10,490	7,720	6,140	4,560	2,970	1,390	0	77,100
380,000	383,000	13,890	10,730	7,840	6,260	4,680	3,090	1,510	0	78,000
383,000	386,000	14,130	10,970	7,960	6,380	4,800	3,210	1,630	0	78,900
386,000	389,000	14,370	11,210	8,080	6,500	4,920	3,330	1,750	170	80,300
389,000	392,000	14,610	11,450	8,280	6,620	5,040	3,450	1,870	290	81,900
392,000	395,000	14,850	11,690	8,520	6,740	5,160	3,570	1,990	410	83,600
395,000	398,000	15,090	11,930	8,760	6,860	5,280	3,690	2,110	530	85,300
398,000	401,000	15,330	12,170	9,000	6,980	5,400	3,810	2,230	650	86,900
401,000	404,000	15,570	12,410	9,240	7,100	5,520	3,930	2,350	770	88,600
404,000	407,000	15,810	12,650	9,480	7,220	5,640	4,050	2,470	890	90,300
407,000	410,000	16,050	12,890	9,720	7,340	5,760	4,170	2,590	1,010	91,900
410,000	413,000	16,290	13,130	9,960	7,460	5,880	4,290	2,710	1,130	93,600
413,000	416,000	16,530	13,370	10,200	7,580	6,000	4,410	2,830	1,250	95,300
416,000	419,000	16,770	13,610	10,440	7,700	6,120	4,530	2,950	1,370	96,900
419,000	422,000	17,010	13,850	10,680	7,820	6,240	4,650	3,070	1,490	98,600
422,000	425,000	17,250	14,090	10,920	7,940	6,360	4,770	3,190	1,610	100,300
425,000	428,000	17,490	14,330	11,160	8,060	6,480	4,890	3,310	1,730	101,900
428,000	431,000	17,730	14,570	11,400	8,230	6,600	5,010	3,430	1,850	103,600
431,000	434,000	17,970	14,810	11,640	8,470	6,720	5,130	3,550	1,970	105,300
434,000	437,000	18,210	15,050	11,880	8,710	6,840	5,250	3,670	2,090	106,900
437,000	440,000	18,450	15,290	12,120	8,950	6,960	5,370	3,790	2,210	108,600
440,000	443,000	18,690	15,530	12,360	9,190	7,080	5,490	3,910	2,330	110,300
443,000	446,000	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	5,610	4,030	2,450	111,900
446,000	449,000	19,170	16,010	12,840	9,670	7,320	5,730	4,150	2,570	113,600
449,000	452,000	19,450	16,250	13,080	9,910	7,440	5,850	4,270	2,690	115,200
452,000	455,000	19,930	16,490	13,320	10,150	7,560	5,970	4,390	2,810	116,900
455,000	458,000	20,410	16,730	13,560	10,390	7,680	6,090	4,510	2,930	118,600
458,000	461,000	20,890	16,970	13,800	10,630	7,800	6,210	4,630	3,050	120,200
461,000	464,000	21,370	17,210	14,040	10,870	7,920	6,330	4,750	3,170	121,900
464,000	467,000	21,850	17,450	14,280	11,110	8,040	6,450	4,870	3,290	123,600
467,000	470,000	22,330	17,690	14,520	11,350	8,190	6,570	4,990	3,410	125,200
470,000	473,000	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	6,690	5,110	3,530	126,900
473,000	476,000	23,290	18,170	15,000	11,830	8,670	6,810	5,230	3,650	128,500
476,000	479,000	23,770	18,410	15,240	12,070	8,910	6,930	5,350	3,770	130,100
479,000	482,000	24,250	18,650	15,480	12,310	9,150	7,050	5,470	3,890	131,700

(四)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
482,000	485,000	24,730	18,890	15,720	12,550	9,390	7,170	5,590	4,010	133,300	
485,000	488,000	25,210	19,130	15,960	12,790	9,630	7,290	5,710	4,130	134,800	
488,000	491,000	25,690	19,370	16,200	13,030	9,870	7,410	5,830	4,250	136,400	
491,000	494,000	26,170	19,840	16,440	13,270	10,110	7,530	5,950	4,370	138,000	
494,000	497,000	26,650	20,320	16,680	13,510	10,350	7,650	6,070	4,490	139,600	
497,000	500,000	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	7,770	6,190	4,610	141,100	
500,000	503,000	27,610	21,280	17,160	13,990	10,830	7,890	6,310	4,730	142,700	
503,000	506,000	28,090	21,760	17,400	14,230	11,070	8,010	6,430	4,850	144,300	
506,000	509,000	28,570	22,240	17,640	14,470	11,310	8,140	6,550	4,970	145,900	
509,000	512,000	29,050	22,720	17,880	14,710	11,550	8,380	6,670	5,090	147,400	
512,000	515,000	29,530	23,200	18,120	14,950	11,790	8,620	6,790	5,210	149,000	
515,000	518,000	30,010	23,680	18,360	15,190	12,030	8,860	6,910	5,330	150,600	
518,000	521,000	30,490	24,160	18,600	15,430	12,270	9,100	7,030	5,450	152,200	
521,000	524,000	30,970	24,640	18,840	15,670	12,510	9,340	7,150	5,570	153,700	
524,000	527,000	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	9,580	7,270	5,690	155,300	
527,000	530,000	31,930	25,600	19,320	16,150	12,990	9,820	7,390	5,810	156,900	
530,000	533,000	32,410	26,080	19,750	16,390	13,230	10,060	7,510	5,930	158,300	
533,000	536,000	32,890	26,560	20,230	16,630	13,470	10,300	7,630	6,050	159,800	
536,000	539,000	33,370	27,040	20,710	16,870	13,710	10,540	7,750	6,170	161,200	
539,000	542,000	33,850	27,520	21,190	17,110	13,950	10,780	7,870	6,290	162,600	
542,000	545,000	34,330	28,000	21,670	17,350	14,190	11,020	7,990	6,410	164,100	
545,000	548,000	34,810	28,480	22,150	17,590	14,430	11,260	8,110	6,530	165,500	
548,000	551,000	35,290	28,960	22,630	17,830	14,670	11,500	8,330	6,650	167,000	
551,000	554,000	35,820	29,490	23,160	18,100	14,930	11,770	8,600	6,780	168,400	
554,000	557,000	36,360	30,030	23,700	18,370	15,200	12,040	8,870	6,910	169,800	
557,000	560,000	36,900	30,570	24,240	18,640	15,470	12,310	9,140	7,050	171,300	
560,000	563,000	37,440	31,110	24,780	18,910	15,740	12,580	9,410	7,180	172,700	
563,000	566,000	37,980	31,650	25,320	19,180	16,010	12,850	9,680	7,320	174,200	
566,000	569,000	38,520	32,190	25,860	19,520	16,280	13,120	9,950	7,450	175,600	
569,000	572,000	39,060	32,730	26,400	20,060	16,550	13,390	10,220	7,590	177,000	
572,000	575,000	39,600	33,270	26,940	20,600	16,820	13,660	10,490	7,720	178,500	
575,000	578,000	40,140	33,810	27,480	21,140	17,090	13,930	10,760	7,860	179,900	
578,000	581,000	40,680	34,350	28,020	21,680	17,360	14,200	11,030	7,990	181,400	
581,000	584,000	41,220	34,890	28,560	22,220	17,630	14,470	11,300	8,130	182,800	
584,000	587,000	41,760	35,430	29,100	22,760	17,900	14,740	11,570	8,400	184,200	
587,000	590,000	42,300	35,970	29,640	23,300	18,170	15,010	11,840	8,670	185,700	
590,000	593,000	42,840	36,510	30,180	23,840	18,440	15,280	12,110	8,940	187,100	
593,000	596,000	43,380	37,050	30,720	24,380	18,710	15,550	12,380	9,210	188,600	
596,000	599,000	43,920	37,590	31,260	24,920	18,980	15,820	12,650	9,480	190,000	
599,000	602,000	44,460	38,130	31,800	25,460	19,250	16,090	12,920	9,750	191,400	
602,000	605,000	45,000	38,670	32,340	26,000	19,670	16,360	13,190	10,020	192,900	
605,000	608,000	45,540	39,210	32,880	26,540	20,210	16,630	13,460	10,290	194,300	
608,000	611,000	46,080	39,750	33,420	27,080	20,750	16,900	13,730	10,560	195,800	
611,000	614,000	46,620	40,290	33,960	27,620	21,290	17,170	14,000	10,830	197,200	
614,000	617,000	47,160	40,830	34,500	28,160	21,830	17,440	14,270	11,100	198,600	
617,000	620,000	47,700	41,370	35,040	28,700	22,370	17,710	14,540	11,370	200,100	
620,000	623,000	48,240	41,910	35,580	29,240	22,910	17,980	14,810	11,640	201,500	
623,000	626,000	48,780	42,450	36,120	29,780	23,450	18,250	15,080	11,910	203,000	
626,000	629,000	49,320	42,990	36,660	30,320	23,990	18,520	15,350	12,180	204,400	
629,000	632,000	49,860	43,530	37,200	30,860	24,530	18,790	15,620	12,450	205,800	

(五)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
632,000	635,000	50,400	44,070	37,740	31,400	25,070	19,060	15,890	12,720	207,300	
635,000	638,000	50,940	44,610	38,280	31,940	25,610	19,330	16,160	12,990	208,700	
638,000	641,000	51,480	45,150	38,820	32,480	26,150	19,820	16,430	13,260	210,200	
641,000	644,000	52,020	45,690	39,360	33,020	26,690	20,360	16,700	13,530	211,500	
644,000	647,000	52,560	46,230	39,900	33,560	27,230	20,900	16,970	13,800	212,500	
647,000	650,000	53,100	46,770	40,440	34,100	27,770	21,440	17,240	14,070	213,500	
650,000	653,000	53,640	47,310	40,980	34,640	28,310	21,980	17,510	14,340	214,500	
653,000	656,000	54,180	47,850	41,520	35,180	28,850	22,520	17,780	14,610	215,500	
656,000	659,000	54,720	48,390	42,060	35,720	29,390	23,060	18,050	14,880	216,500	
659,000	662,000	55,260	48,930	42,600	36,260	29,930	23,600	18,320	15,150	217,500	
662,000	665,000	55,800	49,470	43,140	36,800	30,470	24,140	18,590	15,420	218,500	
665,000	668,000	56,340	50,010	43,680	37,340	31,010	24,680	18,860	15,690	219,500	
668,000	671,000	56,880	50,550	44,220	37,880	31,550	25,220	19,130	15,960	220,400	
671,000	674,000	57,420	51,090	44,760	38,420	32,090	25,760	19,420	16,230	221,400	
674,000	677,000	57,960	51,630	45,300	38,960	32,630	26,300	19,960	16,500	222,400	
677,000	680,000	58,500	52,170	45,840	39,500	33,170	26,840	20,500	16,770	223,400	
680,000	683,000	59,040	52,710	46,380	40,040	33,710	27,380	21,040	17,040	224,400	
683,000	686,000	59,580	53,250	46,920	40,580	34,250	27,920	21,580	17,310	225,400	
686,000	689,000	60,120	53,790	47,460	41,120	34,790	28,460	22,120	17,580	226,700	
689,000	692,000	60,660	54,330	48,000	41,660	35,330	29,000	22,660	17,850	228,200	
692,000	695,000	61,200	54,870	48,540	42,200	35,870	29,540	23,200	18,120	229,700	
695,000	698,000	61,740	55,410	49,080	42,740	36,410	30,080	23,740	18,390	231,200	
698,000	701,000	62,280	55,950	49,620	43,280	36,950	30,620	24,280	18,660	232,700	
701,000	704,000	62,820	56,490	50,160	43,820	37,490	31,160	24,820	18,930	234,200	
704,000	707,000	63,360	57,030	50,700	44,360	38,030	31,700	25,360	19,200	235,800	
707,000	710,000	63,910	57,570	51,240	44,910	38,570	32,240	25,910	19,570	237,300	
710,000	713,000	64,510	58,170	51,840	45,510	39,170	32,840	26,510	20,170	238,800	
713,000	716,000	65,110	58,770	52,440	46,110	39,770	33,440	27,110	20,770	240,300	
716,000	719,000	65,710	59,370	53,040	46,710	40,370	34,040	27,710	21,370	241,800	
719,000	722,000	66,310	59,970	53,640	47,310	40,970	34,640	28,310	21,970	243,300	
722,000	725,000	66,910	60,570	54,240	47,910	41,570	35,240	28,910	22,570	244,900	
725,000	728,000	67,510	61,170	54,840	48,510	42,170	35,840	29,510	23,170	246,400	
728,000	731,000	68,110	61,770	55,440	49,110	42,770	36,440	30,110	23,770	247,900	
731,000	734,000	68,710	62,370	56,040	49,710	43,370	37,040	30,710	24,370	249,400	
734,000	737,000	69,310	62,970	56,640	50,310	43,970	37,640	31,310	24,970	250,900	
737,000	740,000	69,910	63,570	57,240	50,910	44,570	38,240	31,910	25,570	252,400	
740,000円		70,210	63,870	57,540	51,210	44,870	38,540	32,210	25,870	253,900	
740,000円を超え		740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち									253,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額
790,000円に満た		ち740,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額									
ない金額											

(六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
790,000円		円 80,210	円 73,870	円 67,540	円 61,210	円 54,870	円 48,540	円 42,210	円 35,870	
790,000円を超え 960,000円に満た ない金額		790,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち790,000円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額								
960,000円		円 119,310	円 112,970	円 106,640	円 100,310	円 93,970	円 87,640	円 81,310	円 74,970	
960,000円を超え 1,710,000円に満た ない金額		960,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち960,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								
1,710,000円		円 366,810	円 360,470	円 354,140	円 347,810	円 341,470	円 335,140	円 328,810	円 322,470	円 641,900
1,710,000円を超え 2,130,000円に満た ない金額		1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,710,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								641,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,710,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額
2,130,000円		円 538,140	円 531,800	円 525,470	円 519,140	円 512,800	円 506,470	円 500,140	円 493,800	
2,130,000円を超え 2,170,000円に満た ない金額		2,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,130,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
2,170,000円		円 559,470	円 553,130	円 546,800	円 540,470	円 534,130	円 527,800	円 521,470	円 515,130	
2,170,000円を超え 2,210,000円に満た ない金額		2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
2,210,000円		円 580,800	円 574,460	円 568,130	円 561,800	円 555,460	円 549,130	円 542,800	円 536,460	
2,210,000円を超え 2,250,000円に満た ない金額		2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
2,250,000円		円 602,130	円 595,790	円 589,460	円 583,130	円 576,790	円 570,460	円 564,130	円 557,790	
2,250,000円を超え 3,500,000円に満た ない金額		2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								

(七)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
3,500,000円		円 1,102,130	円 1,095,790	円 1,089,460	円 1,083,130	円 1,076,790	円 1,070,460	円 1,064,130	円 1,057,790	
3,500,000円を超え る金額		3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに1,580円を控除した金額		従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,580円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額								

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三（源泉控除対象親族に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。）の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わる場所に記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十五条第五項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

(一)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 3,500円未満	円 未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0 その日の社 会保険料等 控除後の給 与等の金額 の3%に相 当する金額	円 0
3,500	3,600	5	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	10	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	15	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	20	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	25	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	30	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	35	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,200	4,300	40	0	0	0	0	0	0	0	160	0
4,300	4,400	45	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,400	4,500	50	0	0	0	0	0	0	0	190	0
4,500	4,600	55	5	0	0	0	0	0	0	200	0
4,600	4,700	60	10	0	0	0	0	0	0	220	0
4,700	4,800	65	15	0	0	0	0	0	0	230	0
4,800	4,900	70	20	0	0	0	0	0	0	250	0
4,900	5,000	75	25	0	0	0	0	0	0	260	0
5,000	5,100	80	30	0	0	0	0	0	0	280	0
5,100	5,200	85	35	0	0	0	0	0	0	290	0
5,200	5,300	90	40	0	0	0	0	0	0	300	0
5,300	5,400	95	40	0	0	0	0	0	0	320	0
5,400	5,500	100	45	0	0	0	0	0	0	330	0
5,500	5,600	100	50	0	0	0	0	0	0	350	0
5,600	5,700	105	55	0	0	0	0	0	0	360	0
5,700	5,800	110	55	5	0	0	0	0	0	380	0
5,800	5,900	115	60	5	0	0	0	0	0	390	0
5,900	6,000	115	65	10	0	0	0	0	0	410	0
6,000	6,100	120	65	15	0	0	0	0	0	420	0
6,100	6,200	125	70	15	0	0	0	0	0	460	0
6,200	6,300	125	75	20	0	0	0	0	0	490	0
6,300	6,400	130	75	25	0	0	0	0	0	530	0
6,400	6,500	135	80	30	0	0	0	0	0	560	0
6,500	6,600	135	85	30	0	0	0	0	0	600	0
6,600	6,700	140	90	35	0	0	0	0	0	630	0
6,700	6,800	145	90	40	0	0	0	0	0	670	0
6,800	6,900	150	95	40	0	0	0	0	0	700	0
6,900	7,000	150	100	45	0	0	0	0	0	730	0
7,000	7,100	155	100	50	0	0	0	0	0	760	0
7,100	7,200	160	105	50	0	0	0	0	0	790	0
7,200	7,300	160	110	55	5	0	0	0	0	820	0
7,300	7,400	165	110	60	5	0	0	0	0	840	0
7,400	7,500	170	115	65	10	0	0	0	0	880	0
7,500	7,600	170	120	65	15	0	0	0	0	910	0
7,600	7,700	175	125	70	15	0	0	0	0	940	0
7,700	7,800	180	125	75	20	0	0	0	0	970	0
7,800	7,900	185	130	75	25	0	0	0	0	1,010	0
7,900	8,000	185	135	80	30	0	0	0	0	1,040	0

(二)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,000	8,100	190	135	85	30	0	0	0	0	1,070	0
8,100	8,200	195	140	85	35	0	0	0	0	1,110	0
8,200	8,300	195	145	90	40	0	0	0	0	1,140	0
8,300	8,400	200	145	95	40	0	0	0	0	1,170	0
8,400	8,500	205	150	100	45	0	0	0	0	1,210	0
8,500	8,600	205	155	100	50	0	0	0	0	1,240	0
8,600	8,700	210	160	105	50	0	0	0	0	1,270	0
8,700	8,800	215	160	110	55	5	0	0	0	1,300	0
8,800	8,900	220	165	110	60	5	0	0	0	1,340	0
8,900	9,000	220	170	115	65	10	0	0	0	1,370	0
9,000	9,100	225	170	120	65	15	0	0	0	1,400	0
9,100	9,200	230	175	120	70	15	0	0	0	1,440	0
9,200	9,300	230	180	125	75	20	0	0	0	1,470	0
9,300	9,400	235	180	130	75	25	0	0	0	1,500	0
9,400	9,500	240	185	135	80	25	0	0	0	1,540	0
9,500	9,600	240	190	135	85	30	0	0	0	1,570	0
9,600	9,700	245	195	140	85	35	0	0	0	1,610	0
9,700	9,800	250	195	145	90	40	0	0	0	1,650	0
9,800	9,900	255	200	145	95	40	0	0	0	1,690	1
9,900	10,000	255	205	150	100	45	0	0	0	1,720	5
10,000	10,100	260	205	155	100	50	0	0	0	1,760	8
10,100	10,200	265	210	160	105	55	0	0	0	1,790	12
10,200	10,300	270	215	160	110	55	5	0	0	1,810	15
10,300	10,400	275	220	165	115	60	10	0	0	1,840	19
10,400	10,500	280	225	170	115	65	10	0	0	1,870	22
10,500	10,600	290	225	175	120	70	15	0	0	1,890	26
10,600	10,700	295	230	180	125	75	20	0	0	1,920	29
10,700	10,800	305	235	180	130	75	25	0	0	1,960	33
10,800	10,900	315	240	185	135	80	30	0	0	1,990	36
10,900	11,000	320	245	190	135	85	30	0	0	2,020	40
11,000	11,100	330	245	195	140	90	35	0	0	2,060	43
11,100	11,200	335	250	200	145	95	40	0	0	2,090	47
11,200	11,300	345	255	200	150	95	45	0	0	2,120	50
11,300	11,400	355	260	205	155	100	50	0	0	2,160	54
11,400	11,500	360	265	210	155	105	50	0	0	2,190	57
11,500	11,600	370	265	215	160	110	55	5	0	2,220	61
11,600	11,700	375	270	220	165	115	60	5	0	2,260	64
11,700	11,800	385	280	220	170	115	65	10	0	2,290	68
11,800	11,900	395	285	225	175	120	70	15	0	2,320	71
11,900	12,000	400	295	230	175	125	70	20	0	2,360	75
12,000	12,100	410	305	235	180	130	75	25	0	2,390	78
12,100	12,200	415	310	240	185	135	80	25	0	2,420	82
12,200	12,300	425	320	240	190	135	85	30	0	2,460	85
12,300	12,400	435	325	245	195	140	90	35	0	2,490	89
12,400	12,500	440	335	250	195	145	90	40	0	2,520	92
12,500	12,600	450	345	255	200	150	95	45	0	2,550	96
12,600	12,700	455	350	260	205	155	100	45	0	2,580	99
12,700	12,800	465	360	260	210	155	105	50	0	2,610	103
12,800	12,900	475	365	265	215	160	110	55	0	2,640	106
12,900	13,000	480	375	270	215	165	110	60	5	2,690	110

(三)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
13,000	13,100	490	385	280	220	170	115	65	10	2,750	113
13,100	13,200	495	390	285	225	175	120	65	15	2,810	117
13,200	13,300	505	400	295	230	175	125	70	20	2,860	120
13,300	13,400	515	405	300	235	180	130	75	20	2,920	124
13,400	13,500	520	415	310	235	185	130	80	25	2,970	127
13,500	13,600	530	425	320	240	190	135	85	30	3,030	131
13,600	13,700	535	430	325	245	195	140	85	35	3,080	134
13,700	13,800	545	440	335	250	195	145	90	40	3,140	138
13,800	13,900	555	445	340	255	200	150	95	40	3,190	142
13,900	14,000	560	455	350	255	205	150	100	45	3,250	146
14,000	14,100	570	465	360	260	210	155	105	50	3,310	150
14,100	14,200	575	470	365	265	215	160	105	55	3,360	154
14,200	14,300	585	480	375	270	215	165	110	60	3,420	158
14,300	14,400	595	485	380	275	220	170	115	60	3,470	162
14,400	14,500	600	495	390	285	225	170	120	65	3,530	166
14,500	14,600	610	505	400	290	230	175	125	70	3,580	170
14,600	14,700	615	510	405	300	235	180	125	75	3,640	174
14,700	14,800	625	520	415	310	235	185	130	80	3,690	178
14,800	14,900	635	525	420	315	240	190	135	80	3,750	182
14,900	15,000	640	535	430	325	245	190	140	85	3,800	186
15,000	15,100	655	545	440	330	250	195	145	90	3,860	190
15,100	15,200	670	550	445	340	255	200	145	95	3,920	194
15,200	15,300	685	560	455	350	255	205	150	100	3,970	198
15,300	15,400	700	565	460	355	260	210	155	100	4,030	202
15,400	15,500	715	575	470	365	265	210	160	105	4,080	206
15,500	15,600	735	585	480	370	270	215	165	110	4,140	210
15,600	15,700	750	590	485	380	275	220	165	115	4,190	214
15,700	15,800	765	600	495	390	285	225	170	120	4,250	218
15,800	15,900	780	605	500	395	290	230	175	120	4,300	222
15,900	16,000	795	615	510	405	300	230	180	125	4,350	226
16,000	16,100	815	625	520	410	305	235	185	130	4,410	230
16,100	16,200	830	630	525	420	315	240	185	135	4,460	234
16,200	16,300	845	640	535	430	325	245	190	140	4,510	238
16,300	16,400	860	650	540	435	330	250	195	140	4,560	242
16,400	16,500	875	665	550	445	340	250	200	145	4,620	246
16,500	16,600	895	680	560	450	345	255	205	150	4,670	250
16,600	16,700	910	695	565	460	355	260	205	155	4,720	254
16,700	16,800	925	715	575	470	365	265	210	160	4,770	258
16,800	16,900	940	730	580	475	370	270	215	160	4,830	262
16,900	17,000	955	745	590	485	380	275	220	165	4,880	266
17,000	17,100	975	760	600	490	385	280	225	170	4,930	270
17,100	17,200	990	775	605	500	395	290	225	175	4,980	274
17,200	17,300	1,005	795	615	510	405	295	230	180	5,040	278
17,300	17,400	1,020	810	620	515	410	305	235	180	5,090	282
17,400	17,500	1,035	825	630	525	420	315	240	185	5,140	286
17,500	17,600	1,055	840	640	530	425	320	245	190	5,190	290
17,600	17,700	1,070	855	645	540	435	330	245	195	5,250	294
17,700	17,800	1,085	875	660	550	445	335	250	200	5,290	298
17,800	17,900	1,100	890	680	555	450	345	255	200	5,340	302
17,900	18,000	1,115	905	695	565	460	355	260	205	5,390	306

(四)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,000	18,100	1,135	920	710	570	465	360	265	210	5,440	310
18,100	18,200	1,150	935	725	580	475	370	265	215	5,490	314
18,200	18,300	1,165	955	740	590	485	375	270	220	5,530	318
18,300	18,400	1,180	970	760	595	490	385	280	220	5,580	322
18,400	18,500	1,200	990	775	605	500	395	290	225	5,630	326
18,500	18,600	1,215	1,005	795	615	510	405	300	230	5,680	330
18,600	18,700	1,235	1,025	815	625	520	410	305	235	5,730	334
18,700	18,800	1,255	1,040	830	630	525	420	315	240	5,770	338
18,800	18,900	1,270	1,060	850	640	535	430	325	245	5,820	342
18,900	19,000	1,290	1,080	865	655	545	440	335	250	5,870	346
19,000	19,100	1,305	1,095	885	675	555	450	345	255	5,920	350
19,100	19,200	1,325	1,115	905	690	565	455	350	260	5,970	354
19,200	19,300	1,345	1,130	920	710	570	465	360	265	6,010	358
19,300	19,400	1,360	1,150	940	725	580	475	370	265	6,060	362
19,400	19,500	1,380	1,170	955	745	590	485	380	275	6,110	366
19,500	19,600	1,395	1,185	975	765	600	495	390	280	6,160	371
19,600	19,700	1,415	1,205	995	780	610	500	395	290	6,210	379
19,700	19,800	1,435	1,220	1,010	800	615	510	405	300	6,250	387
19,800	19,900	1,450	1,240	1,030	815	625	520	415	310	6,300	395
19,900	20,000	1,470	1,260	1,045	835	635	530	425	320	6,350	403
20,000	20,100	1,485	1,275	1,065	855	645	540	435	325	6,400	411
20,100	20,200	1,505	1,295	1,085	870	660	545	440	335	6,450	419
20,200	20,300	1,525	1,310	1,100	890	680	555	450	345	6,490	427
20,300	20,400	1,540	1,330	1,120	905	695	565	460	355	6,540	435
20,400	20,500	1,560	1,350	1,135	925	715	575	470	365	6,590	443
20,500	20,600	1,575	1,365	1,155	945	730	585	480	370	6,640	451
20,600	20,700	1,595	1,385	1,175	960	750	590	485	380	6,690	459
20,700	20,800	1,615	1,400	1,190	980	770	600	495	390	6,730	467
20,800	20,900	1,630	1,420	1,210	995	785	610	505	400	6,780	475
20,900	21,000	1,650	1,440	1,225	1,015	805	620	515	410	6,830	483
21,000	21,100	1,665	1,455	1,245	1,035	820	630	525	415	6,880	491
21,100	21,200	1,685	1,475	1,265	1,050	840	635	530	425	6,930	499
21,200	21,300	1,705	1,490	1,280	1,070	860	645	540	435	6,970	507
21,300	21,400	1,720	1,510	1,300	1,085	875	665	550	445	7,020	515
21,400	21,500	1,740	1,530	1,315	1,105	895	685	560	455	7,060	523
21,500	21,600	1,755	1,545	1,335	1,125	910	700	570	460	7,100	531
21,600	21,700	1,775	1,565	1,355	1,140	930	720	575	470	7,130	539
21,700	21,800	1,795	1,580	1,370	1,160	950	735	585	480	7,160	547
21,800	21,900	1,810	1,600	1,390	1,175	965	755	595	490	7,190	555
21,900	22,000	1,830	1,620	1,405	1,195	985	775	605	500	7,230	563
22,000	22,100	1,845	1,635	1,425	1,215	1,000	790	615	505	7,260	571
22,100	22,200	1,865	1,655	1,445	1,230	1,020	810	620	515	7,290	579
22,200	22,300	1,885	1,670	1,460	1,250	1,040	825	630	525	7,330	587
22,300	22,400	1,900	1,690	1,480	1,265	1,055	845	640	535	7,360	595
22,400	22,500	1,920	1,710	1,495	1,285	1,075	865	650	545	7,390	603
22,500	22,600	1,935	1,725	1,515	1,305	1,090	880	670	550	7,430	611
22,600	22,700	1,955	1,745	1,535	1,320	1,110	900	690	560	7,460	619
22,700	22,800	1,975	1,760	1,550	1,340	1,130	915	705	570	7,490	627
22,800	22,900	1,990	1,780	1,570	1,355	1,145	935	725	580	7,520	635
22,900	23,000	2,010	1,800	1,585	1,375	1,165	955	740	590	7,570	643

(五)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,000	23,100	2,025	1,815	1,605	1,395	1,180	970	760	595	7,620	651
23,100	23,200	2,045	1,835	1,625	1,410	1,200	990	780	605	7,670	659
23,200	23,300	2,065	1,850	1,640	1,430	1,220	1,005	795	615	7,720	667
23,300	23,400	2,080	1,870	1,660	1,445	1,235	1,025	815	625	7,780	675
23,400	23,500	2,100	1,890	1,675	1,465	1,255	1,045	830	635	7,830	683
23,500	23,600	2,115	1,905	1,695	1,485	1,270	1,060	850	640	7,880	691
23,600	23,700	2,135	1,925	1,715	1,500	1,290	1,080	870	655	7,930	699
23,700	23,800	2,155	1,945	1,735	1,520	1,310	1,100	890	675	7,980	707
23,800	23,900	2,175	1,965	1,755	1,540	1,330	1,120	910	695	8,030	715
23,900	24,000	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	715	8,080	723
24,000円		2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	1,150	940	725	8,130	731
24,000円を超え 26,500円に満た ない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 のうち24,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額								8,130円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	731円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の10%に相当する金額を加算した金額
26,500円		円 2,705	円 2,495	円 2,285	円 2,070	円 1,860	円 1,650	円 1,440	円 1,225		円 981
26,500円を超え 32,500円に満た ない金額		26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 のうち26,500円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額									981円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額
32,500円		円 4,085	円 3,875	円 3,665	円 3,450	円 3,240	円 3,030	円 2,820	円 2,605		円 2,181
32,500円を超え 57,500円に満た ない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 のうち32,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									2,181円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額

(七)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
116,500円		円 36,590	円 36,380	円 36,170	円 35,955	円 35,745	円 35,535	円 35,325	円 35,110		円 27,901
116,500円 を 超 える金額		116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金 額のうち116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									27,901円に、 その日の社 会保険料等 控除後の給 与 等 の 金 額 の うち 116,500円 を超える金 額の40%に 当する金額 を加算した 金額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに50円を控除した金額										従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場合には、 当該申告書 に記載され た扶養親 族等の数に 応じ、扶 養親族等 1人ごとに 50円を、上 の各欄によ つて求めた 税額から控 除した金額	—

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三（源泉控除対象親族に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。）の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わる場所に記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十五条第五項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数								乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上			
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 218	千円 千円未満	千円 251	千円 千円未満	千円 284	千円 千円未満	千円 317	千円 千円未満	千円	千円
218	300	251	304	284	343	317	383	224	千円未満
300	387	304	412	343	438	383	463		
387	431	412	457	438	483	463	508		
431	452	457	479	483	505	508	529		
452	477	479	503	505	527	529	552		
477	509	503	531	527	553	552	578	224	295
509	540	531	564	553	589	578	614		
540	577	564	604	589	630	614	657		
577	666	604	681	630	697	657	708		
666	774	681	798	697	821	708	845		
774	813	798	838	821	862	845	887	295	527
813	856	838	881	862	907	887	933		
856	903	881	930	907	957	933	985		
903	966	930	994	957	1,022	985	1,051		
966	1,044	994	1,074	1,022	1,104	1,051	1,135		
1,044	1,416	1,074	1,440	1,104	1,464	1,135	1,489	527	1,118
1,416	1,555	1,440	1,555	1,464	1,555	1,489	1,583		
1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788		
2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
3,622千円以上		3,654千円以上		3,685千円以上		3,717千円以上			
								1,118千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三（源泉控除を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族等に限る。（二）において同じ。）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の

である。

当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときにあつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

る。

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 与 の 金 額 に 乗 ず べ き 率	甲							
	扶		養		親		族	
	0人		1人		2人		3人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0%	千円 82	千円 千円未満	千円 107	千円 千円未満	千円 143	千円 千円未満	千円 181	千円 千円未満
2	82	94	107	250	143	276	181	300
4	94	260	250	289	276	321	300	354
6	260	309	289	346	321	377	354	405
8	309	342	346	373	377	400	405	424
10	342	372	373	401	400	426	424	452
12	372	402	401	430	426	457	452	484
14	402	433	430	463	457	492	484	517
16	433	520	463	520	492	525	517	550
18	520	605	520	621	525	636	550	651
20	605	684	621	705	636	728	651	751
22	684	715	705	739	728	764	751	788
24	715	752	739	778	764	804	788	830
26	752	795	778	821	804	848	830	876
28	795	854	821	882	848	910	876	938
30	854	922	882	952	910	983	938	1,013
32	922	1,318	952	1,342	983	1,367	1,013	1,391
35	1,318	1,521	1,342	1,526	1,367	1,526	1,391	1,538
38	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（備考）賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適除対象親族に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族（二において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族金額）欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、このの規定を含む。）により税額を計算する。

(五) (一)から四までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（第二十八条、第百九十条関係）

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
651,000	円未満	0	2,060,000	2,064,000	1,362,000	2,260,000	2,264,000	1,502,000
			2,064,000	2,068,000	1,364,800	2,264,000	2,268,000	1,504,800
			2,068,000	2,072,000	1,367,600	2,268,000	2,272,000	1,507,600
			2,072,000	2,076,000	1,370,400	2,272,000	2,276,000	1,510,400
			2,076,000	2,080,000	1,373,200	2,276,000	2,280,000	1,513,200
651,000	1,900,000	給与等の金額から650,000円を控除した金額	2,080,000	2,084,000	1,376,000	2,280,000	2,284,000	1,516,000
			2,084,000	2,088,000	1,378,800	2,284,000	2,288,000	1,518,800
			2,088,000	2,092,000	1,381,600	2,288,000	2,292,000	1,521,600
			2,092,000	2,096,000	1,384,400	2,292,000	2,296,000	1,524,400
			2,096,000	2,100,000	1,387,200	2,296,000	2,300,000	1,527,200
1,900,000	1,904,000	1,250,000	2,100,000	2,104,000	1,390,000	2,300,000	2,304,000	1,530,000
1,904,000	1,908,000	1,252,800	2,104,000	2,108,000	1,392,800	2,304,000	2,308,000	1,532,800
1,908,000	1,912,000	1,255,600	2,108,000	2,112,000	1,395,600	2,308,000	2,312,000	1,535,600
1,912,000	1,916,000	1,258,400	2,112,000	2,116,000	1,398,400	2,312,000	2,316,000	1,538,400
1,916,000	1,920,000	1,261,200	2,116,000	2,120,000	1,401,200	2,316,000	2,320,000	1,541,200
1,920,000	1,924,000	1,264,000	2,120,000	2,124,000	1,404,000	2,320,000	2,324,000	1,544,000
1,924,000	1,928,000	1,266,800	2,124,000	2,128,000	1,406,800	2,324,000	2,328,000	1,546,800
1,928,000	1,932,000	1,269,600	2,128,000	2,132,000	1,409,600	2,328,000	2,332,000	1,549,600
1,932,000	1,936,000	1,272,400	2,132,000	2,136,000	1,412,400	2,332,000	2,336,000	1,552,400
1,936,000	1,940,000	1,275,200	2,136,000	2,140,000	1,415,200	2,336,000	2,340,000	1,555,200
1,940,000	1,944,000	1,278,000	2,140,000	2,144,000	1,418,000	2,340,000	2,344,000	1,558,000
1,944,000	1,948,000	1,280,800	2,144,000	2,148,000	1,420,800	2,344,000	2,348,000	1,560,800
1,948,000	1,952,000	1,283,600	2,148,000	2,152,000	1,423,600	2,348,000	2,352,000	1,563,600
1,952,000	1,956,000	1,286,400	2,152,000	2,156,000	1,426,400	2,352,000	2,356,000	1,566,400
1,956,000	1,960,000	1,289,200	2,156,000	2,160,000	1,429,200	2,356,000	2,360,000	1,569,200
1,960,000	1,964,000	1,292,000	2,160,000	2,164,000	1,432,000	2,360,000	2,364,000	1,572,000
1,964,000	1,968,000	1,294,800	2,164,000	2,168,000	1,434,800	2,364,000	2,368,000	1,574,800
1,968,000	1,972,000	1,297,600	2,168,000	2,172,000	1,437,600	2,368,000	2,372,000	1,577,600
1,972,000	1,976,000	1,300,400	2,172,000	2,176,000	1,440,400	2,372,000	2,376,000	1,580,400
1,976,000	1,980,000	1,303,200	2,176,000	2,180,000	1,443,200	2,376,000	2,380,000	1,583,200
1,980,000	1,984,000	1,306,000	2,180,000	2,184,000	1,446,000	2,380,000	2,384,000	1,586,000
1,984,000	1,988,000	1,308,800	2,184,000	2,188,000	1,448,800	2,384,000	2,388,000	1,588,800
1,988,000	1,992,000	1,311,600	2,188,000	2,192,000	1,451,600	2,388,000	2,392,000	1,591,600
1,992,000	1,996,000	1,314,400	2,192,000	2,196,000	1,454,400	2,392,000	2,396,000	1,594,400
1,996,000	2,000,000	1,317,200	2,196,000	2,200,000	1,457,200	2,396,000	2,400,000	1,597,200
2,000,000	2,004,000	1,320,000	2,200,000	2,204,000	1,460,000	2,400,000	2,404,000	1,600,000
2,004,000	2,008,000	1,322,800	2,204,000	2,208,000	1,462,800	2,404,000	2,408,000	1,602,800
2,008,000	2,012,000	1,325,600	2,208,000	2,212,000	1,465,600	2,408,000	2,412,000	1,605,600
2,012,000	2,016,000	1,328,400	2,212,000	2,216,000	1,468,400	2,412,000	2,416,000	1,608,400
2,016,000	2,020,000	1,331,200	2,216,000	2,220,000	1,471,200	2,416,000	2,420,000	1,611,200
2,020,000	2,024,000	1,334,000	2,220,000	2,224,000	1,474,000	2,420,000	2,424,000	1,614,000
2,024,000	2,028,000	1,336,800	2,224,000	2,228,000	1,476,800	2,424,000	2,428,000	1,616,800
2,028,000	2,032,000	1,339,600	2,228,000	2,232,000	1,479,600	2,428,000	2,432,000	1,619,600
2,032,000	2,036,000	1,342,400	2,232,000	2,236,000	1,482,400	2,432,000	2,436,000	1,622,400
2,036,000	2,040,000	1,345,200	2,236,000	2,240,000	1,485,200	2,436,000	2,440,000	1,625,200
2,040,000	2,044,000	1,348,000	2,240,000	2,244,000	1,488,000	2,440,000	2,444,000	1,628,000
2,044,000	2,048,000	1,350,800	2,244,000	2,248,000	1,490,800	2,444,000	2,448,000	1,630,800
2,048,000	2,052,000	1,353,600	2,248,000	2,252,000	1,493,600	2,448,000	2,452,000	1,633,600
2,052,000	2,056,000	1,356,400	2,252,000	2,256,000	1,496,400	2,452,000	2,456,000	1,636,400
2,056,000	2,060,000	1,359,200	2,256,000	2,260,000	1,499,200	2,456,000	2,460,000	1,639,200

(二)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,460,000	2,464,000	1,642,000	2,660,000	2,664,000	1,782,000	2,860,000	2,864,000	1,922,000
2,464,000	2,468,000	1,644,800	2,664,000	2,668,000	1,784,800	2,864,000	2,868,000	1,924,800
2,468,000	2,472,000	1,647,600	2,668,000	2,672,000	1,787,600	2,868,000	2,872,000	1,927,600
2,472,000	2,476,000	1,650,400	2,672,000	2,676,000	1,790,400	2,872,000	2,876,000	1,930,400
2,476,000	2,480,000	1,653,200	2,676,000	2,680,000	1,793,200	2,876,000	2,880,000	1,933,200
2,480,000	2,484,000	1,656,000	2,680,000	2,684,000	1,796,000	2,880,000	2,884,000	1,936,000
2,484,000	2,488,000	1,658,800	2,684,000	2,688,000	1,798,800	2,884,000	2,888,000	1,938,800
2,488,000	2,492,000	1,661,600	2,688,000	2,692,000	1,801,600	2,888,000	2,892,000	1,941,600
2,492,000	2,496,000	1,664,400	2,692,000	2,696,000	1,804,400	2,892,000	2,896,000	1,944,400
2,496,000	2,500,000	1,667,200	2,696,000	2,700,000	1,807,200	2,896,000	2,900,000	1,947,200
2,500,000	2,504,000	1,670,000	2,700,000	2,704,000	1,810,000	2,900,000	2,904,000	1,950,000
2,504,000	2,508,000	1,672,800	2,704,000	2,708,000	1,812,800	2,904,000	2,908,000	1,952,800
2,508,000	2,512,000	1,675,600	2,708,000	2,712,000	1,815,600	2,908,000	2,912,000	1,955,600
2,512,000	2,516,000	1,678,400	2,712,000	2,716,000	1,818,400	2,912,000	2,916,000	1,958,400
2,516,000	2,520,000	1,681,200	2,716,000	2,720,000	1,821,200	2,916,000	2,920,000	1,961,200
2,520,000	2,524,000	1,684,000	2,720,000	2,724,000	1,824,000	2,920,000	2,924,000	1,964,000
2,524,000	2,528,000	1,686,800	2,724,000	2,728,000	1,826,800	2,924,000	2,928,000	1,966,800
2,528,000	2,532,000	1,689,600	2,728,000	2,732,000	1,829,600	2,928,000	2,932,000	1,969,600
2,532,000	2,536,000	1,692,400	2,732,000	2,736,000	1,832,400	2,932,000	2,936,000	1,972,400
2,536,000	2,540,000	1,695,200	2,736,000	2,740,000	1,835,200	2,936,000	2,940,000	1,975,200
2,540,000	2,544,000	1,698,000	2,740,000	2,744,000	1,838,000	2,940,000	2,944,000	1,978,000
2,544,000	2,548,000	1,700,800	2,744,000	2,748,000	1,840,800	2,944,000	2,948,000	1,980,800
2,548,000	2,552,000	1,703,600	2,748,000	2,752,000	1,843,600	2,948,000	2,952,000	1,983,600
2,552,000	2,556,000	1,706,400	2,752,000	2,756,000	1,846,400	2,952,000	2,956,000	1,986,400
2,556,000	2,560,000	1,709,200	2,756,000	2,760,000	1,849,200	2,956,000	2,960,000	1,989,200
2,560,000	2,564,000	1,712,000	2,760,000	2,764,000	1,852,000	2,960,000	2,964,000	1,992,000
2,564,000	2,568,000	1,714,800	2,764,000	2,768,000	1,854,800	2,964,000	2,968,000	1,994,800
2,568,000	2,572,000	1,717,600	2,768,000	2,772,000	1,857,600	2,968,000	2,972,000	1,997,600
2,572,000	2,576,000	1,720,400	2,772,000	2,776,000	1,860,400	2,972,000	2,976,000	2,000,400
2,576,000	2,580,000	1,723,200	2,776,000	2,780,000	1,863,200	2,976,000	2,980,000	2,003,200
2,580,000	2,584,000	1,726,000	2,780,000	2,784,000	1,866,000	2,980,000	2,984,000	2,006,000
2,584,000	2,588,000	1,728,800	2,784,000	2,788,000	1,868,800	2,984,000	2,988,000	2,008,800
2,588,000	2,592,000	1,731,600	2,788,000	2,792,000	1,871,600	2,988,000	2,992,000	2,011,600
2,592,000	2,596,000	1,734,400	2,792,000	2,796,000	1,874,400	2,992,000	2,996,000	2,014,400
2,596,000	2,600,000	1,737,200	2,796,000	2,800,000	1,877,200	2,996,000	3,000,000	2,017,200
2,600,000	2,604,000	1,740,000	2,800,000	2,804,000	1,880,000	3,000,000	3,004,000	2,020,000
2,604,000	2,608,000	1,742,800	2,804,000	2,808,000	1,882,800	3,004,000	3,008,000	2,022,800
2,608,000	2,612,000	1,745,600	2,808,000	2,812,000	1,885,600	3,008,000	3,012,000	2,025,600
2,612,000	2,616,000	1,748,400	2,812,000	2,816,000	1,888,400	3,012,000	3,016,000	2,028,400
2,616,000	2,620,000	1,751,200	2,816,000	2,820,000	1,891,200	3,016,000	3,020,000	2,031,200
2,620,000	2,624,000	1,754,000	2,820,000	2,824,000	1,894,000	3,020,000	3,024,000	2,034,000
2,624,000	2,628,000	1,756,800	2,824,000	2,828,000	1,896,800	3,024,000	3,028,000	2,036,800
2,628,000	2,632,000	1,759,600	2,828,000	2,832,000	1,899,600	3,028,000	3,032,000	2,039,600
2,632,000	2,636,000	1,762,400	2,832,000	2,836,000	1,902,400	3,032,000	3,036,000	2,042,400
2,636,000	2,640,000	1,765,200	2,836,000	2,840,000	1,905,200	3,036,000	3,040,000	2,045,200
2,640,000	2,644,000	1,768,000	2,840,000	2,844,000	1,908,000	3,040,000	3,044,000	2,048,000
2,644,000	2,648,000	1,770,800	2,844,000	2,848,000	1,910,800	3,044,000	3,048,000	2,050,800
2,648,000	2,652,000	1,773,600	2,848,000	2,852,000	1,913,600	3,048,000	3,052,000	2,053,600
2,652,000	2,656,000	1,776,400	2,852,000	2,856,000	1,916,400	3,052,000	3,056,000	2,056,400
2,656,000	2,660,000	1,779,200	2,856,000	2,860,000	1,919,200	3,056,000	3,060,000	2,059,200

(三)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,060,000	3,064,000	2,062,000	3,260,000	3,264,000	2,202,000	3,460,000	3,464,000	2,342,000
3,064,000	3,068,000	2,064,800	3,264,000	3,268,000	2,204,800	3,464,000	3,468,000	2,344,800
3,068,000	3,072,000	2,067,600	3,268,000	3,272,000	2,207,600	3,468,000	3,472,000	2,347,600
3,072,000	3,076,000	2,070,400	3,272,000	3,276,000	2,210,400	3,472,000	3,476,000	2,350,400
3,076,000	3,080,000	2,073,200	3,276,000	3,280,000	2,213,200	3,476,000	3,480,000	2,353,200
3,080,000	3,084,000	2,076,000	3,280,000	3,284,000	2,216,000	3,480,000	3,484,000	2,356,000
3,084,000	3,088,000	2,078,800	3,284,000	3,288,000	2,218,800	3,484,000	3,488,000	2,358,800
3,088,000	3,092,000	2,081,600	3,288,000	3,292,000	2,221,600	3,488,000	3,492,000	2,361,600
3,092,000	3,096,000	2,084,400	3,292,000	3,296,000	2,224,400	3,492,000	3,496,000	2,364,400
3,096,000	3,100,000	2,087,200	3,296,000	3,300,000	2,227,200	3,496,000	3,500,000	2,367,200
3,100,000	3,104,000	2,090,000	3,300,000	3,304,000	2,230,000	3,500,000	3,504,000	2,370,000
3,104,000	3,108,000	2,092,800	3,304,000	3,308,000	2,232,800	3,504,000	3,508,000	2,372,800
3,108,000	3,112,000	2,095,600	3,308,000	3,312,000	2,235,600	3,508,000	3,512,000	2,375,600
3,112,000	3,116,000	2,098,400	3,312,000	3,316,000	2,238,400	3,512,000	3,516,000	2,378,400
3,116,000	3,120,000	2,101,200	3,316,000	3,320,000	2,241,200	3,516,000	3,520,000	2,381,200
3,120,000	3,124,000	2,104,000	3,320,000	3,324,000	2,244,000	3,520,000	3,524,000	2,384,000
3,124,000	3,128,000	2,106,800	3,324,000	3,328,000	2,246,800	3,524,000	3,528,000	2,386,800
3,128,000	3,132,000	2,109,600	3,328,000	3,332,000	2,249,600	3,528,000	3,532,000	2,389,600
3,132,000	3,136,000	2,112,400	3,332,000	3,336,000	2,252,400	3,532,000	3,536,000	2,392,400
3,136,000	3,140,000	2,115,200	3,336,000	3,340,000	2,255,200	3,536,000	3,540,000	2,395,200
3,140,000	3,144,000	2,118,000	3,340,000	3,344,000	2,258,000	3,540,000	3,544,000	2,398,000
3,144,000	3,148,000	2,120,800	3,344,000	3,348,000	2,260,800	3,544,000	3,548,000	2,400,800
3,148,000	3,152,000	2,123,600	3,348,000	3,352,000	2,263,600	3,548,000	3,552,000	2,403,600
3,152,000	3,156,000	2,126,400	3,352,000	3,356,000	2,266,400	3,552,000	3,556,000	2,406,400
3,156,000	3,160,000	2,129,200	3,356,000	3,360,000	2,269,200	3,556,000	3,560,000	2,409,200
3,160,000	3,164,000	2,132,000	3,360,000	3,364,000	2,272,000	3,560,000	3,564,000	2,412,000
3,164,000	3,168,000	2,134,800	3,364,000	3,368,000	2,274,800	3,564,000	3,568,000	2,414,800
3,168,000	3,172,000	2,137,600	3,368,000	3,372,000	2,277,600	3,568,000	3,572,000	2,417,600
3,172,000	3,176,000	2,140,400	3,372,000	3,376,000	2,280,400	3,572,000	3,576,000	2,420,400
3,176,000	3,180,000	2,143,200	3,376,000	3,380,000	2,283,200	3,576,000	3,580,000	2,423,200
3,180,000	3,184,000	2,146,000	3,380,000	3,384,000	2,286,000	3,580,000	3,584,000	2,426,000
3,184,000	3,188,000	2,148,800	3,384,000	3,388,000	2,288,800	3,584,000	3,588,000	2,428,800
3,188,000	3,192,000	2,151,600	3,388,000	3,392,000	2,291,600	3,588,000	3,592,000	2,431,600
3,192,000	3,196,000	2,154,400	3,392,000	3,396,000	2,294,400	3,592,000	3,596,000	2,434,400
3,196,000	3,200,000	2,157,200	3,396,000	3,400,000	2,297,200	3,596,000	3,600,000	2,437,200
3,200,000	3,204,000	2,160,000	3,400,000	3,404,000	2,300,000	3,600,000	3,604,000	2,440,000
3,204,000	3,208,000	2,162,800	3,404,000	3,408,000	2,302,800	3,604,000	3,608,000	2,443,200
3,208,000	3,212,000	2,165,600	3,408,000	3,412,000	2,305,600	3,608,000	3,612,000	2,446,400
3,212,000	3,216,000	2,168,400	3,412,000	3,416,000	2,308,400	3,612,000	3,616,000	2,449,600
3,216,000	3,220,000	2,171,200	3,416,000	3,420,000	2,311,200	3,616,000	3,620,000	2,452,800
3,220,000	3,224,000	2,174,000	3,420,000	3,424,000	2,314,000	3,620,000	3,624,000	2,456,000
3,224,000	3,228,000	2,176,800	3,424,000	3,428,000	2,316,800	3,624,000	3,628,000	2,459,200
3,228,000	3,232,000	2,179,600	3,428,000	3,432,000	2,319,600	3,628,000	3,632,000	2,462,400
3,232,000	3,236,000	2,182,400	3,432,000	3,436,000	2,322,400	3,632,000	3,636,000	2,465,600
3,236,000	3,240,000	2,185,200	3,436,000	3,440,000	2,325,200	3,636,000	3,640,000	2,468,800
3,240,000	3,244,000	2,188,000	3,440,000	3,444,000	2,328,000	3,640,000	3,644,000	2,472,000
3,244,000	3,248,000	2,190,800	3,444,000	3,448,000	2,330,800	3,644,000	3,648,000	2,475,200
3,248,000	3,252,000	2,193,600	3,448,000	3,452,000	2,333,600	3,648,000	3,652,000	2,478,400
3,252,000	3,256,000	2,196,400	3,452,000	3,456,000	2,336,400	3,652,000	3,656,000	2,481,600
3,256,000	3,260,000	2,199,200	3,456,000	3,460,000	2,339,200	3,656,000	3,660,000	2,484,800

(四)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,660,000	3,664,000	2,488,000	3,860,000	3,864,000	2,648,000	4,060,000	4,064,000	2,808,000
3,664,000	3,668,000	2,491,200	3,864,000	3,868,000	2,651,200	4,064,000	4,068,000	2,811,200
3,668,000	3,672,000	2,494,400	3,868,000	3,872,000	2,654,400	4,068,000	4,072,000	2,814,400
3,672,000	3,676,000	2,497,600	3,872,000	3,876,000	2,657,600	4,072,000	4,076,000	2,817,600
3,676,000	3,680,000	2,500,800	3,876,000	3,880,000	2,660,800	4,076,000	4,080,000	2,820,800
3,680,000	3,684,000	2,504,000	3,880,000	3,884,000	2,664,000	4,080,000	4,084,000	2,824,000
3,684,000	3,688,000	2,507,200	3,884,000	3,888,000	2,667,200	4,084,000	4,088,000	2,827,200
3,688,000	3,692,000	2,510,400	3,888,000	3,892,000	2,670,400	4,088,000	4,092,000	2,830,400
3,692,000	3,696,000	2,513,600	3,892,000	3,896,000	2,673,600	4,092,000	4,096,000	2,833,600
3,696,000	3,700,000	2,516,800	3,896,000	3,900,000	2,676,800	4,096,000	4,100,000	2,836,800
3,700,000	3,704,000	2,520,000	3,900,000	3,904,000	2,680,000	4,100,000	4,104,000	2,840,000
3,704,000	3,708,000	2,523,200	3,904,000	3,908,000	2,683,200	4,104,000	4,108,000	2,843,200
3,708,000	3,712,000	2,526,400	3,908,000	3,912,000	2,686,400	4,108,000	4,112,000	2,846,400
3,712,000	3,716,000	2,529,600	3,912,000	3,916,000	2,689,600	4,112,000	4,116,000	2,849,600
3,716,000	3,720,000	2,532,800	3,916,000	3,920,000	2,692,800	4,116,000	4,120,000	2,852,800
3,720,000	3,724,000	2,536,000	3,920,000	3,924,000	2,696,000	4,120,000	4,124,000	2,856,000
3,724,000	3,728,000	2,539,200	3,924,000	3,928,000	2,699,200	4,124,000	4,128,000	2,859,200
3,728,000	3,732,000	2,542,400	3,928,000	3,932,000	2,702,400	4,128,000	4,132,000	2,862,400
3,732,000	3,736,000	2,545,600	3,932,000	3,936,000	2,705,600	4,132,000	4,136,000	2,865,600
3,736,000	3,740,000	2,548,800	3,936,000	3,940,000	2,708,800	4,136,000	4,140,000	2,868,800
3,740,000	3,744,000	2,552,000	3,940,000	3,944,000	2,712,000	4,140,000	4,144,000	2,872,000
3,744,000	3,748,000	2,555,200	3,944,000	3,948,000	2,715,200	4,144,000	4,148,000	2,875,200
3,748,000	3,752,000	2,558,400	3,948,000	3,952,000	2,718,400	4,148,000	4,152,000	2,878,400
3,752,000	3,756,000	2,561,600	3,952,000	3,956,000	2,721,600	4,152,000	4,156,000	2,881,600
3,756,000	3,760,000	2,564,800	3,956,000	3,960,000	2,724,800	4,156,000	4,160,000	2,884,800
3,760,000	3,764,000	2,568,000	3,960,000	3,964,000	2,728,000	4,160,000	4,164,000	2,888,000
3,764,000	3,768,000	2,571,200	3,964,000	3,968,000	2,731,200	4,164,000	4,168,000	2,891,200
3,768,000	3,772,000	2,574,400	3,968,000	3,972,000	2,734,400	4,168,000	4,172,000	2,894,400
3,772,000	3,776,000	2,577,600	3,972,000	3,976,000	2,737,600	4,172,000	4,176,000	2,897,600
3,776,000	3,780,000	2,580,800	3,976,000	3,980,000	2,740,800	4,176,000	4,180,000	2,900,800
3,780,000	3,784,000	2,584,000	3,980,000	3,984,000	2,744,000	4,180,000	4,184,000	2,904,000
3,784,000	3,788,000	2,587,200	3,984,000	3,988,000	2,747,200	4,184,000	4,188,000	2,907,200
3,788,000	3,792,000	2,590,400	3,988,000	3,992,000	2,750,400	4,188,000	4,192,000	2,910,400
3,792,000	3,796,000	2,593,600	3,992,000	3,996,000	2,753,600	4,192,000	4,196,000	2,913,600
3,796,000	3,800,000	2,596,800	3,996,000	4,000,000	2,756,800	4,196,000	4,200,000	2,916,800
3,800,000	3,804,000	2,600,000	4,000,000	4,004,000	2,760,000	4,200,000	4,204,000	2,920,000
3,804,000	3,808,000	2,603,200	4,004,000	4,008,000	2,763,200	4,204,000	4,208,000	2,923,200
3,808,000	3,812,000	2,606,400	4,008,000	4,012,000	2,766,400	4,208,000	4,212,000	2,926,400
3,812,000	3,816,000	2,609,600	4,012,000	4,016,000	2,769,600	4,212,000	4,216,000	2,929,600
3,816,000	3,820,000	2,612,800	4,016,000	4,020,000	2,772,800	4,216,000	4,220,000	2,932,800
3,820,000	3,824,000	2,616,000	4,020,000	4,024,000	2,776,000	4,220,000	4,224,000	2,936,000
3,824,000	3,828,000	2,619,200	4,024,000	4,028,000	2,779,200	4,224,000	4,228,000	2,939,200
3,828,000	3,832,000	2,622,400	4,028,000	4,032,000	2,782,400	4,228,000	4,232,000	2,942,400
3,832,000	3,836,000	2,625,600	4,032,000	4,036,000	2,785,600	4,232,000	4,236,000	2,945,600
3,836,000	3,840,000	2,628,800	4,036,000	4,040,000	2,788,800	4,236,000	4,240,000	2,948,800
3,840,000	3,844,000	2,632,000	4,040,000	4,044,000	2,792,000	4,240,000	4,244,000	2,952,000
3,844,000	3,848,000	2,635,200	4,044,000	4,048,000	2,795,200	4,244,000	4,248,000	2,955,200
3,848,000	3,852,000	2,638,400	4,048,000	4,052,000	2,798,400	4,248,000	4,252,000	2,958,400
3,852,000	3,856,000	2,641,600	4,052,000	4,056,000	2,801,600	4,252,000	4,256,000	2,961,600
3,856,000	3,860,000	2,644,800	4,056,000	4,060,000	2,804,800	4,256,000	4,260,000	2,964,800

(五)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,260,000	4,264,000	2,968,000	4,460,000	4,464,000	3,128,000	4,660,000	4,664,000	3,288,000
4,264,000	4,268,000	2,971,200	4,464,000	4,468,000	3,131,200	4,664,000	4,668,000	3,291,200
4,268,000	4,272,000	2,974,400	4,468,000	4,472,000	3,134,400	4,668,000	4,672,000	3,294,400
4,272,000	4,276,000	2,977,600	4,472,000	4,476,000	3,137,600	4,672,000	4,676,000	3,297,600
4,276,000	4,280,000	2,980,800	4,476,000	4,480,000	3,140,800	4,676,000	4,680,000	3,300,800
4,280,000	4,284,000	2,984,000	4,480,000	4,484,000	3,144,000	4,680,000	4,684,000	3,304,000
4,284,000	4,288,000	2,987,200	4,484,000	4,488,000	3,147,200	4,684,000	4,688,000	3,307,200
4,288,000	4,292,000	2,990,400	4,488,000	4,492,000	3,150,400	4,688,000	4,692,000	3,310,400
4,292,000	4,296,000	2,993,600	4,492,000	4,496,000	3,153,600	4,692,000	4,696,000	3,313,600
4,296,000	4,300,000	2,996,800	4,496,000	4,500,000	3,156,800	4,696,000	4,700,000	3,316,800
4,300,000	4,304,000	3,000,000	4,500,000	4,504,000	3,160,000	4,700,000	4,704,000	3,320,000
4,304,000	4,308,000	3,003,200	4,504,000	4,508,000	3,163,200	4,704,000	4,708,000	3,323,200
4,308,000	4,312,000	3,006,400	4,508,000	4,512,000	3,166,400	4,708,000	4,712,000	3,326,400
4,312,000	4,316,000	3,009,600	4,512,000	4,516,000	3,169,600	4,712,000	4,716,000	3,329,600
4,316,000	4,320,000	3,012,800	4,516,000	4,520,000	3,172,800	4,716,000	4,720,000	3,332,800
4,320,000	4,324,000	3,016,000	4,520,000	4,524,000	3,176,000	4,720,000	4,724,000	3,336,000
4,324,000	4,328,000	3,019,200	4,524,000	4,528,000	3,179,200	4,724,000	4,728,000	3,339,200
4,328,000	4,332,000	3,022,400	4,528,000	4,532,000	3,182,400	4,728,000	4,732,000	3,342,400
4,332,000	4,336,000	3,025,600	4,532,000	4,536,000	3,185,600	4,732,000	4,736,000	3,345,600
4,336,000	4,340,000	3,028,800	4,536,000	4,540,000	3,188,800	4,736,000	4,740,000	3,348,800
4,340,000	4,344,000	3,032,000	4,540,000	4,544,000	3,192,000	4,740,000	4,744,000	3,352,000
4,344,000	4,348,000	3,035,200	4,544,000	4,548,000	3,195,200	4,744,000	4,748,000	3,355,200
4,348,000	4,352,000	3,038,400	4,548,000	4,552,000	3,198,400	4,748,000	4,752,000	3,358,400
4,352,000	4,356,000	3,041,600	4,552,000	4,556,000	3,201,600	4,752,000	4,756,000	3,361,600
4,356,000	4,360,000	3,044,800	4,556,000	4,560,000	3,204,800	4,756,000	4,760,000	3,364,800
4,360,000	4,364,000	3,048,000	4,560,000	4,564,000	3,208,000	4,760,000	4,764,000	3,368,000
4,364,000	4,368,000	3,051,200	4,564,000	4,568,000	3,211,200	4,764,000	4,768,000	3,371,200
4,368,000	4,372,000	3,054,400	4,568,000	4,572,000	3,214,400	4,768,000	4,772,000	3,374,400
4,372,000	4,376,000	3,057,600	4,572,000	4,576,000	3,217,600	4,772,000	4,776,000	3,377,600
4,376,000	4,380,000	3,060,800	4,576,000	4,580,000	3,220,800	4,776,000	4,780,000	3,380,800
4,380,000	4,384,000	3,064,000	4,580,000	4,584,000	3,224,000	4,780,000	4,784,000	3,384,000
4,384,000	4,388,000	3,067,200	4,584,000	4,588,000	3,227,200	4,784,000	4,788,000	3,387,200
4,388,000	4,392,000	3,070,400	4,588,000	4,592,000	3,230,400	4,788,000	4,792,000	3,390,400
4,392,000	4,396,000	3,073,600	4,592,000	4,596,000	3,233,600	4,792,000	4,796,000	3,393,600
4,396,000	4,400,000	3,076,800	4,596,000	4,600,000	3,236,800	4,796,000	4,800,000	3,396,800
4,400,000	4,404,000	3,080,000	4,600,000	4,604,000	3,240,000	4,800,000	4,804,000	3,400,000
4,404,000	4,408,000	3,083,200	4,604,000	4,608,000	3,243,200	4,804,000	4,808,000	3,403,200
4,408,000	4,412,000	3,086,400	4,608,000	4,612,000	3,246,400	4,808,000	4,812,000	3,406,400
4,412,000	4,416,000	3,089,600	4,612,000	4,616,000	3,249,600	4,812,000	4,816,000	3,409,600
4,416,000	4,420,000	3,092,800	4,616,000	4,620,000	3,252,800	4,816,000	4,820,000	3,412,800
4,420,000	4,424,000	3,096,000	4,620,000	4,624,000	3,256,000	4,820,000	4,824,000	3,416,000
4,424,000	4,428,000	3,099,200	4,624,000	4,628,000	3,259,200	4,824,000	4,828,000	3,419,200
4,428,000	4,432,000	3,102,400	4,628,000	4,632,000	3,262,400	4,828,000	4,832,000	3,422,400
4,432,000	4,436,000	3,105,600	4,632,000	4,636,000	3,265,600	4,832,000	4,836,000	3,425,600
4,436,000	4,440,000	3,108,800	4,636,000	4,640,000	3,268,800	4,836,000	4,840,000	3,428,800
4,440,000	4,444,000	3,112,000	4,640,000	4,644,000	3,272,000	4,840,000	4,844,000	3,432,000
4,444,000	4,448,000	3,115,200	4,644,000	4,648,000	3,275,200	4,844,000	4,848,000	3,435,200
4,448,000	4,452,000	3,118,400	4,648,000	4,652,000	3,278,400	4,848,000	4,852,000	3,438,400
4,452,000	4,456,000	3,121,600	4,652,000	4,656,000	3,281,600	4,852,000	4,856,000	3,441,600
4,456,000	4,460,000	3,124,800	4,656,000	4,660,000	3,284,800	4,856,000	4,860,000	3,444,800

(六)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,860,000	4,864,000	3,448,000	5,060,000	5,064,000	3,608,000	5,260,000	5,264,000	3,768,000
4,864,000	4,868,000	3,451,200	5,064,000	5,068,000	3,611,200	5,264,000	5,268,000	3,771,200
4,868,000	4,872,000	3,454,400	5,068,000	5,072,000	3,614,400	5,268,000	5,272,000	3,774,400
4,872,000	4,876,000	3,457,600	5,072,000	5,076,000	3,617,600	5,272,000	5,276,000	3,777,600
4,876,000	4,880,000	3,460,800	5,076,000	5,080,000	3,620,800	5,276,000	5,280,000	3,780,800
4,880,000	4,884,000	3,464,000	5,080,000	5,084,000	3,624,000	5,280,000	5,284,000	3,784,000
4,884,000	4,888,000	3,467,200	5,084,000	5,088,000	3,627,200	5,284,000	5,288,000	3,787,200
4,888,000	4,892,000	3,470,400	5,088,000	5,092,000	3,630,400	5,288,000	5,292,000	3,790,400
4,892,000	4,896,000	3,473,600	5,092,000	5,096,000	3,633,600	5,292,000	5,296,000	3,793,600
4,896,000	4,900,000	3,476,800	5,096,000	5,100,000	3,636,800	5,296,000	5,300,000	3,796,800
4,900,000	4,904,000	3,480,000	5,100,000	5,104,000	3,640,000	5,300,000	5,304,000	3,800,000
4,904,000	4,908,000	3,483,200	5,104,000	5,108,000	3,643,200	5,304,000	5,308,000	3,803,200
4,908,000	4,912,000	3,486,400	5,108,000	5,112,000	3,646,400	5,308,000	5,312,000	3,806,400
4,912,000	4,916,000	3,489,600	5,112,000	5,116,000	3,649,600	5,312,000	5,316,000	3,809,600
4,916,000	4,920,000	3,492,800	5,116,000	5,120,000	3,652,800	5,316,000	5,320,000	3,812,800
4,920,000	4,924,000	3,496,000	5,120,000	5,124,000	3,656,000	5,320,000	5,324,000	3,816,000
4,924,000	4,928,000	3,499,200	5,124,000	5,128,000	3,659,200	5,324,000	5,328,000	3,819,200
4,928,000	4,932,000	3,502,400	5,128,000	5,132,000	3,662,400	5,328,000	5,332,000	3,822,400
4,932,000	4,936,000	3,505,600	5,132,000	5,136,000	3,665,600	5,332,000	5,336,000	3,825,600
4,936,000	4,940,000	3,508,800	5,136,000	5,140,000	3,668,800	5,336,000	5,340,000	3,828,800
4,940,000	4,944,000	3,512,000	5,140,000	5,144,000	3,672,000	5,340,000	5,344,000	3,832,000
4,944,000	4,948,000	3,515,200	5,144,000	5,148,000	3,675,200	5,344,000	5,348,000	3,835,200
4,948,000	4,952,000	3,518,400	5,148,000	5,152,000	3,678,400	5,348,000	5,352,000	3,838,400
4,952,000	4,956,000	3,521,600	5,152,000	5,156,000	3,681,600	5,352,000	5,356,000	3,841,600
4,956,000	4,960,000	3,524,800	5,156,000	5,160,000	3,684,800	5,356,000	5,360,000	3,844,800
4,960,000	4,964,000	3,528,000	5,160,000	5,164,000	3,688,000	5,360,000	5,364,000	3,848,000
4,964,000	4,968,000	3,531,200	5,164,000	5,168,000	3,691,200	5,364,000	5,368,000	3,851,200
4,968,000	4,972,000	3,534,400	5,168,000	5,172,000	3,694,400	5,368,000	5,372,000	3,854,400
4,972,000	4,976,000	3,537,600	5,172,000	5,176,000	3,697,600	5,372,000	5,376,000	3,857,600
4,976,000	4,980,000	3,540,800	5,176,000	5,180,000	3,700,800	5,376,000	5,380,000	3,860,800
4,980,000	4,984,000	3,544,000	5,180,000	5,184,000	3,704,000	5,380,000	5,384,000	3,864,000
4,984,000	4,988,000	3,547,200	5,184,000	5,188,000	3,707,200	5,384,000	5,388,000	3,867,200
4,988,000	4,992,000	3,550,400	5,188,000	5,192,000	3,710,400	5,388,000	5,392,000	3,870,400
4,992,000	4,996,000	3,553,600	5,192,000	5,196,000	3,713,600	5,392,000	5,396,000	3,873,600
4,996,000	5,000,000	3,556,800	5,196,000	5,200,000	3,716,800	5,396,000	5,400,000	3,876,800
5,000,000	5,004,000	3,560,000	5,200,000	5,204,000	3,720,000	5,400,000	5,404,000	3,880,000
5,004,000	5,008,000	3,563,200	5,204,000	5,208,000	3,723,200	5,404,000	5,408,000	3,883,200
5,008,000	5,012,000	3,566,400	5,208,000	5,212,000	3,726,400	5,408,000	5,412,000	3,886,400
5,012,000	5,016,000	3,569,600	5,212,000	5,216,000	3,729,600	5,412,000	5,416,000	3,889,600
5,016,000	5,020,000	3,572,800	5,216,000	5,220,000	3,732,800	5,416,000	5,420,000	3,892,800
5,020,000	5,024,000	3,576,000	5,220,000	5,224,000	3,736,000	5,420,000	5,424,000	3,896,000
5,024,000	5,028,000	3,579,200	5,224,000	5,228,000	3,739,200	5,424,000	5,428,000	3,899,200
5,028,000	5,032,000	3,582,400	5,228,000	5,232,000	3,742,400	5,428,000	5,432,000	3,902,400
5,032,000	5,036,000	3,585,600	5,232,000	5,236,000	3,745,600	5,432,000	5,436,000	3,905,600
5,036,000	5,040,000	3,588,800	5,236,000	5,240,000	3,748,800	5,436,000	5,440,000	3,908,800
5,040,000	5,044,000	3,592,000	5,240,000	5,244,000	3,752,000	5,440,000	5,444,000	3,912,000
5,044,000	5,048,000	3,595,200	5,244,000	5,248,000	3,755,200	5,444,000	5,448,000	3,915,200
5,048,000	5,052,000	3,598,400	5,248,000	5,252,000	3,758,400	5,448,000	5,452,000	3,918,400
5,052,000	5,056,000	3,601,600	5,252,000	5,256,000	3,761,600	5,452,000	5,456,000	3,921,600
5,056,000	5,060,000	3,604,800	5,256,000	5,260,000	3,764,800	5,456,000	5,460,000	3,924,800

(七)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,460,000	5,464,000	3,928,000	5,660,000	5,664,000	4,088,000	5,860,000	5,864,000	4,248,000
5,464,000	5,468,000	3,931,200	5,664,000	5,668,000	4,091,200	5,864,000	5,868,000	4,251,200
5,468,000	5,472,000	3,934,400	5,668,000	5,672,000	4,094,400	5,868,000	5,872,000	4,254,400
5,472,000	5,476,000	3,937,600	5,672,000	5,676,000	4,097,600	5,872,000	5,876,000	4,257,600
5,476,000	5,480,000	3,940,800	5,676,000	5,680,000	4,100,800	5,876,000	5,880,000	4,260,800
5,480,000	5,484,000	3,944,000	5,680,000	5,684,000	4,104,000	5,880,000	5,884,000	4,264,000
5,484,000	5,488,000	3,947,200	5,684,000	5,688,000	4,107,200	5,884,000	5,888,000	4,267,200
5,488,000	5,492,000	3,950,400	5,688,000	5,692,000	4,110,400	5,888,000	5,892,000	4,270,400
5,492,000	5,496,000	3,953,600	5,692,000	5,696,000	4,113,600	5,892,000	5,896,000	4,273,600
5,496,000	5,500,000	3,956,800	5,696,000	5,700,000	4,116,800	5,896,000	5,900,000	4,276,800
5,500,000	5,504,000	3,960,000	5,700,000	5,704,000	4,120,000	5,900,000	5,904,000	4,280,000
5,504,000	5,508,000	3,963,200	5,704,000	5,708,000	4,123,200	5,904,000	5,908,000	4,283,200
5,508,000	5,512,000	3,966,400	5,708,000	5,712,000	4,126,400	5,908,000	5,912,000	4,286,400
5,512,000	5,516,000	3,969,600	5,712,000	5,716,000	4,129,600	5,912,000	5,916,000	4,289,600
5,516,000	5,520,000	3,972,800	5,716,000	5,720,000	4,132,800	5,916,000	5,920,000	4,292,800
5,520,000	5,524,000	3,976,000	5,720,000	5,724,000	4,136,000	5,920,000	5,924,000	4,296,000
5,524,000	5,528,000	3,979,200	5,724,000	5,728,000	4,139,200	5,924,000	5,928,000	4,299,200
5,528,000	5,532,000	3,982,400	5,728,000	5,732,000	4,142,400	5,928,000	5,932,000	4,302,400
5,532,000	5,536,000	3,985,600	5,732,000	5,736,000	4,145,600	5,932,000	5,936,000	4,305,600
5,536,000	5,540,000	3,988,800	5,736,000	5,740,000	4,148,800	5,936,000	5,940,000	4,308,800
5,540,000	5,544,000	3,992,000	5,740,000	5,744,000	4,152,000	5,940,000	5,944,000	4,312,000
5,544,000	5,548,000	3,995,200	5,744,000	5,748,000	4,155,200	5,944,000	5,948,000	4,315,200
5,548,000	5,552,000	3,998,400	5,748,000	5,752,000	4,158,400	5,948,000	5,952,000	4,318,400
5,552,000	5,556,000	4,001,600	5,752,000	5,756,000	4,161,600	5,952,000	5,956,000	4,321,600
5,556,000	5,560,000	4,004,800	5,756,000	5,760,000	4,164,800	5,956,000	5,960,000	4,324,800
5,560,000	5,564,000	4,008,000	5,760,000	5,764,000	4,168,000	5,960,000	5,964,000	4,328,000
5,564,000	5,568,000	4,011,200	5,764,000	5,768,000	4,171,200	5,964,000	5,968,000	4,331,200
5,568,000	5,572,000	4,014,400	5,768,000	5,772,000	4,174,400	5,968,000	5,972,000	4,334,400
5,572,000	5,576,000	4,017,600	5,772,000	5,776,000	4,177,600	5,972,000	5,976,000	4,337,600
5,576,000	5,580,000	4,020,800	5,776,000	5,780,000	4,180,800	5,976,000	5,980,000	4,340,800
5,580,000	5,584,000	4,024,000	5,780,000	5,784,000	4,184,000	5,980,000	5,984,000	4,344,000
5,584,000	5,588,000	4,027,200	5,784,000	5,788,000	4,187,200	5,984,000	5,988,000	4,347,200
5,588,000	5,592,000	4,030,400	5,788,000	5,792,000	4,190,400	5,988,000	5,992,000	4,350,400
5,592,000	5,596,000	4,033,600	5,792,000	5,796,000	4,193,600	5,992,000	5,996,000	4,353,600
5,596,000	5,600,000	4,036,800	5,796,000	5,800,000	4,196,800	5,996,000	6,000,000	4,356,800
5,600,000	5,604,000	4,040,000	5,800,000	5,804,000	4,200,000	6,000,000	6,004,000	4,360,000
5,604,000	5,608,000	4,043,200	5,804,000	5,808,000	4,203,200	6,004,000	6,008,000	4,363,200
5,608,000	5,612,000	4,046,400	5,808,000	5,812,000	4,206,400	6,008,000	6,012,000	4,366,400
5,612,000	5,616,000	4,049,600	5,812,000	5,816,000	4,209,600	6,012,000	6,016,000	4,369,600
5,616,000	5,620,000	4,052,800	5,816,000	5,820,000	4,212,800	6,016,000	6,020,000	4,372,800
5,620,000	5,624,000	4,056,000	5,820,000	5,824,000	4,216,000	6,020,000	6,024,000	4,376,000
5,624,000	5,628,000	4,059,200	5,824,000	5,828,000	4,219,200	6,024,000	6,028,000	4,379,200
5,628,000	5,632,000	4,062,400	5,828,000	5,832,000	4,222,400	6,028,000	6,032,000	4,382,400
5,632,000	5,636,000	4,065,600	5,832,000	5,836,000	4,225,600	6,032,000	6,036,000	4,385,600
5,636,000	5,640,000	4,068,800	5,836,000	5,840,000	4,228,800	6,036,000	6,040,000	4,388,800
5,640,000	5,644,000	4,072,000	5,840,000	5,844,000	4,232,000	6,040,000	6,044,000	4,392,000
5,644,000	5,648,000	4,075,200	5,844,000	5,848,000	4,235,200	6,044,000	6,048,000	4,395,200
5,648,000	5,652,000	4,078,400	5,848,000	5,852,000	4,238,400	6,048,000	6,052,000	4,398,400
5,652,000	5,656,000	4,081,600	5,852,000	5,856,000	4,241,600	6,052,000	6,056,000	4,401,600
5,656,000	5,660,000	4,084,800	5,856,000	5,860,000	4,244,800	6,056,000	6,060,000	4,404,800

(八)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,060,000	6,064,000	4,408,000	6,260,000	6,264,000	4,568,000	6,460,000	6,464,000	4,728,000
6,064,000	6,068,000	4,411,200	6,264,000	6,268,000	4,571,200	6,464,000	6,468,000	4,731,200
6,068,000	6,072,000	4,414,400	6,268,000	6,272,000	4,574,400	6,468,000	6,472,000	4,734,400
6,072,000	6,076,000	4,417,600	6,272,000	6,276,000	4,577,600	6,472,000	6,476,000	4,737,600
6,076,000	6,080,000	4,420,800	6,276,000	6,280,000	4,580,800	6,476,000	6,480,000	4,740,800
6,080,000	6,084,000	4,424,000	6,280,000	6,284,000	4,584,000	6,480,000	6,484,000	4,744,000
6,084,000	6,088,000	4,427,200	6,284,000	6,288,000	4,587,200	6,484,000	6,488,000	4,747,200
6,088,000	6,092,000	4,430,400	6,288,000	6,292,000	4,590,400	6,488,000	6,492,000	4,750,400
6,092,000	6,096,000	4,433,600	6,292,000	6,296,000	4,593,600	6,492,000	6,496,000	4,753,600
6,096,000	6,100,000	4,436,800	6,296,000	6,300,000	4,596,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800
6,100,000	6,104,000	4,440,000	6,300,000	6,304,000	4,600,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000
6,104,000	6,108,000	4,443,200	6,304,000	6,308,000	4,603,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200
6,108,000	6,112,000	4,446,400	6,308,000	6,312,000	4,606,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400
6,112,000	6,116,000	4,449,600	6,312,000	6,316,000	4,609,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600
6,116,000	6,120,000	4,452,800	6,316,000	6,320,000	4,612,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800
6,120,000	6,124,000	4,456,000	6,320,000	6,324,000	4,616,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000
6,124,000	6,128,000	4,459,200	6,324,000	6,328,000	4,619,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200
6,128,000	6,132,000	4,462,400	6,328,000	6,332,000	4,622,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400
6,132,000	6,136,000	4,465,600	6,332,000	6,336,000	4,625,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600
6,136,000	6,140,000	4,468,800	6,336,000	6,340,000	4,628,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800
6,140,000	6,144,000	4,472,000	6,340,000	6,344,000	4,632,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000
6,144,000	6,148,000	4,475,200	6,344,000	6,348,000	4,635,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200
6,148,000	6,152,000	4,478,400	6,348,000	6,352,000	4,638,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400
6,152,000	6,156,000	4,481,600	6,352,000	6,356,000	4,641,600	6,552,000	6,556,000	4,801,600
6,156,000	6,160,000	4,484,800	6,356,000	6,360,000	4,644,800	6,556,000	6,560,000	4,804,800
6,160,000	6,164,000	4,488,000	6,360,000	6,364,000	4,648,000	6,560,000	6,564,000	4,808,000
6,164,000	6,168,000	4,491,200	6,364,000	6,368,000	4,651,200	6,564,000	6,568,000	4,811,200
6,168,000	6,172,000	4,494,400	6,368,000	6,372,000	4,654,400	6,568,000	6,572,000	4,814,400
6,172,000	6,176,000	4,497,600	6,372,000	6,376,000	4,657,600	6,572,000	6,576,000	4,817,600
6,176,000	6,180,000	4,500,800	6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,576,000	6,580,000	4,820,800
6,180,000	6,184,000	4,504,000	6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,580,000	6,584,000	4,824,000
6,184,000	6,188,000	4,507,200	6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,584,000	6,588,000	4,827,200
6,188,000	6,192,000	4,510,400	6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,588,000	6,592,000	4,830,400
6,192,000	6,196,000	4,513,600	6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,592,000	6,596,000	4,833,600
6,196,000	6,200,000	4,516,800	6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,596,000	6,600,000	4,836,800
6,200,000	6,204,000	4,520,000	6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,600,000	8,500,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,100,000円を控 除した金額
6,204,000	6,208,000	4,523,200	6,404,000	6,408,000	4,683,200			
6,208,000	6,212,000	4,526,400	6,408,000	6,412,000	4,686,400			
6,212,000	6,216,000	4,529,600	6,412,000	6,416,000	4,689,600			
6,216,000	6,220,000	4,532,800	6,416,000	6,420,000	4,692,800			
6,220,000	6,224,000	4,536,000	6,420,000	6,424,000	4,696,000	8,500,000	20,000,000	給与等の金額か ら1,950,000円を 控除した金額
6,224,000	6,228,000	4,539,200	6,424,000	6,428,000	4,699,200			
6,228,000	6,232,000	4,542,400	6,428,000	6,432,000	4,702,400			
6,232,000	6,236,000	4,545,600	6,432,000	6,436,000	4,705,600			
6,236,000	6,240,000	4,548,800	6,436,000	6,440,000	4,708,800			
6,240,000	6,244,000	4,552,000	6,440,000	6,444,000	4,712,000	20,000,000円		18,050,000円
6,244,000	6,248,000	4,555,200	6,444,000	6,448,000	4,715,200			
6,248,000	6,252,000	4,558,400	6,448,000	6,452,000	4,718,400			
6,252,000	6,256,000	4,561,600	6,452,000	6,456,000	4,721,600			
6,256,000	6,260,000	4,564,800	6,456,000	6,460,000	4,724,800			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。